

第十回 参議院大蔵委員会會議録第三十七号

昭和二十六年五月十八日(金曜日)午前十一時五十三分開会

本日の會議に付した事件

○保險業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○外國保險業者に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○船主相互保險組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○信用倉庫法案(内閣提出、衆議院送付)

○信用倉庫法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小串清一君) これより大蔵委員會を開会いたします。

○政府委員(西川甚五郎君) 只今議題となりました保險業法の一部を改正する法律案は、二法律案につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。

先ず保險業法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。保險業法の改正点の第一は、いわゆる保証保險事業を保險業法上の保險事業として認めようとするものであります。保証保險事業は現に諸外國において保險会社によつて行われており、今日わが國

においても一般から要望されているのであります。保險会社が物品納入者、被用者又は工事請負人等の一般契約上の債務者から保險料を受入れ、物品注文者、使用者又は工事発注者等の債権者が契約の履行に關して蒙る損害を補てんする事業であります。本来保險事業は、偶然的事故を契約成立の要素とし、保險契約者の故意による場合にはこれを担保しないのでありますから、この点保証保險事業は本来の意味の保險事業とは申しがたいのであります。併しながらこの事業は損害保險事業に類似し、損害保險会社に行わせることが適當であると認められますので、今回右のいわゆる保証保險事業を保險業法上の保險事業に含めしめることに改正いたそうとするものであります。

改正点の第二は商法の改正に伴うものであります。即ち保險業法は保險相互会社について商法の株式会社に關する規定を全面的に準用しておりますので、改正商法に從つて、相互会社の特殊性を考慮しつつ準用規定に所要の改正を加えるものであります。又保險株式会社に關する規定は、保險株式会社に無額面株式の發行を認めることはその資本の金額を不確定にするものであります。他の金融機關における場合と同様不適當でありますので、保險株式会社に無額面株式に關する商法の規定の適用を排除することとしたしました。又資産の評價純益

を資本準備金として積立てるべきものとする改正商法の規定については、すでに保險業法に財産の評価及び売却純益を特別準備金として積立てることを強制している特別規定がありますので、保險会社についてはその適用を排除することとしたのであります。

以上の諸点が保險業法の改正の要点であります。このほか現行法の罰則は実情に即しないのでこれを相當程度強化することとしたのであります。

次に外國保險業者に關する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。商法の改正に伴ひこの法律の中で商法の規定を準用している部分について規定を整備する必要があるもので、このため所要の改正を加えらるゝと共に、保險業法におけると同様に外國保險業者につきましても、新たにいわゆる保証保險事業を日本において営むことを認め、このほか罰則の強化を図ることとしたしました。

最後に船主相互保險組合法に關する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

船主相互保險組合については商法の株式会社に關する規定が多數準用されておりますので、今回の商法の改正に伴ひ、船主相互保險組合の特殊性を考慮しつつ所要の改正を加えようとするものであります。

以上三法律案につきましてその提案の理及び概要を御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(小串清一君) それではこれにて休憩をいたします。質疑は午後続行することいたします。

午後十一時五十九分休憩

午後二時十二分開会

○理事(大矢次郎君) 午前中に引き続きまして會議を開きます。

信用倉庫法案、信用倉庫法施行法案の質疑を續行いたします。

○木村禎八郎君 提案者がお見えになりましてから御質問申し上げたいのですが、若干字句についてちよつとわからぬところがあるのですがこの施行法の方なんです。この免許を認可に改める、第一條です。協同組合による金融事業に關する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。そこで免許を認可に改める、實質的にこの免許が認可になるとどういう相違が出て来るのですか。

○衆議院議員(水田三喜男君) 今三浦部長来るのですがね、余り提案者は詳しくないので、(笑聲)……今の御質問ですが、實質的には変りございませぬ。

○木村禎八郎君 まあ提案者はそう詳しくないと御謙遜なお言葉があつたのですが、(笑聲)実はこういう法案が提出されるときに余り御謙遜なさらないように、我々實際のことがわかりませんと、無責任に提出されたような疑いを起されることは国会の權威に關すると思ひますので、そういう点にも御注意願ひたいと思ひます。併し實質的に變りないのでここに読替をすることに

なつておるのですがこの点は私はおかしいと思ひます。ですから今すぐ御答弁願ひなくともよろしいのですが、あとでよく御調査の上で實質的な相違をお示し願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(水田三喜男君) それじやわかる範圍でお答えをします。

○木村禎八郎君 実はこの信用倉庫の問題は、協同組合が金融事業をやる場合、この免許の問題は一番重要な問題だと思ひます。この前の第九回会において協同組合が金融事業をやる場合に、その免許の問題が起つたわけですが、從つてこの免許の問題は非常に重要なものでありますので、免許が認可になるについては何かそこに實質的に相違があるのではないかとと思つてまあ御質問申し上げておるわけです。

○衆議院議員(水田三喜男君) 先ず國民が各種の事業を行うということは憲法の精神からしてもその基本的權利から派生した權利というべきものであります。憲法が國民の權利行使は公共の福祉に反しないことを要する旨を謳つており、又、民法第一條が私權は公共の福祉に從つて規定してある趣旨からしまして事業を行うことも公共の福祉に從うべきことは當然であります。

從つて公共の福祉に關するところ甚だ大きい事業については、先ず一般的にこれを行うことを禁止したものに特定の者に対してその禁止を解除してこれを行はせるといふことが大體憲法の精神でございませぬ。現在の憲法下におい

ては、先ず國民が各種の事業を行うということは憲法の精神からしてもその基本的權利から派生した權利というべきものであります。憲法が國民の權利行使は公共の福祉に反しないことを要する旨を謳つており、又、民法第一條が私權は公共の福祉に從つて規定してある趣旨からしまして事業を行うことも公共の福祉に從うべきことは當然であります。

從つて公共の福祉に關するところ甚だ大きい事業については、先ず一般的にこれを行うことを禁止したものに特定の者に対してその禁止を解除してこれを行はせるといふことが大體憲法の精神でございませぬ。現在の憲法下におい

ては、先ず國民が各種の事業を行うということは憲法の精神からしてもその基本的權利から派生した權利というべきものであります。憲法が國民の權利行使は公共の福祉に反しないことを要する旨を謳つており、又、民法第一條が私權は公共の福祉に從つて規定してある趣旨からしまして事業を行うことも公共の福祉に從うべきことは當然であります。

ては免許、認可両方とも同じように禁止の解除という行政行為を指すのでありまして、これによつて或る権能を付與するといふ別に形成的效果をもたらすものではないと見做さなければならぬ。これを旧憲法下においては形成的行為と解しては向うもございまして、現在においても免許の方が認可というよりも幾分重い感じを與えておられることは事實でございまして、信用金庫とならない信用協同組合の事業は、今度は都道府県知事が一般的禁止の解除という点が従来の信用協同組合と違つたのでございまして、従つて監督権限もそこで緩和されるという点から免許を輕い意味の認可に改めるといふだけのものではないと見做さなければならぬ。いづれにしろ字

が免許の方が重過ぎる、今までの憲法下の用語として重過ぎる、重過ぎる感じがするのでも認可に直した方がいいという程度で理由で直したわけではございません。

○木村禮八郎君 そうしますと今度信用金庫の方は免許になるわけですね。それで信用協同組合の方が認可になる。そうしますと信用金庫の方がまあ今の御説明ではいふゆる重い、許可の場合重くなると、こういうふうな理解していいわけですね。

○衆議院議員(水田三喜男君) 大体そういう意味にとつてよろしいと思ひます。

○木村禮八郎君 そうですか。それからこの信用金庫法の第五條の二の信用金庫連合会でございますが、全国信用組合連合会はこの金庫にそのまま引継がれるのでございまして、この連合会は信用金庫連合会にそのまま引継がれる

のかどうか。

○衆議院議員(水田三喜男君) 免許を受けて引継がれる。政府のやはり連合会の新しい免許を受ければ従来のやつを引継ぐことができるというふうになつております。

○木村禮八郎君 そうすると実質的には引継がれると解してよろしいわけですか。

○衆議院議員(水田三喜男君) そうです。

○木村禮八郎君 そうしますと、この全国信用組合連合会の創立以來の実績が知りたいのですが、これは特殊金融課長にでも後で伺いたいのですが、若し御提案者において実情をおわかりであつたら簡単でよろしいのですが、これは成績がよかつたのか悪かつたのか、詳しいことは後で特金課長に伺いたいと思ひますが、その点についてはどういふふうに御覧になつておりますか、提案者のほうで。

○理事(大矢次郎君) 特殊金融課長に出席した要求しております。

○木村禮八郎君 それじゃ後で特殊金融課長に……。

○衆議院議員(水田三喜男君) 直ぐわかりました。現在の連合会は會員が二百五十、出資が一億一千万円、預り金が七億四、預け金が四億四、貸出金が九千万円というふうな状況になつておりまして、前年度の余剰金も約五百万円あつて四分の配当をするというふうなことでございまして、大体においてこの成績は非常にいいというふうになつております。

○木村禮八郎君 この全国信用組合連合会ですね。これは成績がいいというふうにお考えですが、出資金とか、預

金高、貸付高等から見ればこれは決していいとは言えないんですが、全国信用組合連合会がこういう状態であるとする、これがいいというのとはどういふ点でよろしいと言われるのですか。成績は私はよくないと思ひますけれども。

○衆議院議員(水田三喜男君) これは確かにそういうことも一応言えるかも知れませんが、これを開業しましたのは二十五年の六月一日でまだ一年たっていないという程度のものでございまして、業績がもつと改善されるというのはいまだこれからでございます。まだ一年たないところから見ましたら大体この程度なら非常にいいんじゃないかと考えられます。

○木村禮八郎君 それはその創立の年限が浅いということもあるかも知れませんが、それ以外にはやはり何か制度的に欠陥があるのではないかと思ひます。そういう場合にこの信用金庫が又それと同じような欠陥を引継ぐということになると弊害が出て来ますので御質問しておるのですが、結局預金を余り持つて来ない。そういうふうなのは全国的にはやはり一つの組合を作つたというところから一つの無理があるのじゃないかと思ひます。やはり連合会の地区をブロック別にするとか、そういうふうにするればそういう弊害は是正されるのじゃないかと思ひますが、そういうやうな制度的にも一つの欠陥があるというふうにお考えになりませんか。

○衆議院議員(水田三喜男君) この地域に分けるということこれは非常に問題でしてそうやつたらこの連合会はいふまけ行かない。どうしてもこれは全

国地区の連合会を作らなければいかんと思つておるのですが、制度的に言ひましたら欠点は、農協にしましてもどこにしましても皆最後は親銀行というやうなものを持つておるのですが、この信用組合は現在持たない、この連合会を日銀と直結させる方法を講ずればすつと改善される。問題はそこにあるのじゃないかと思つておりますが、今度の信用金庫法ができて新らしい連合会ができるというやうなときには日銀と直結する方法を大蔵省で講ずる。大体そういう見通しになつておりますので、そうすれば制度的には改善されるのじゃないかと考えております。

○木村禮八郎君 私は實際に信用組合のかたなんかに聞いて見ますと、やはり必ずしも今提案者の御提案になつたやうなことはかりじやないやうに伺つております。従ひましてその点は議論になりますからやめさせていただきます。

次に伺ひたいしたいのですが、これは一番重要だと思ひますが、この信用金庫の制度です。これは一体銀行であるのか、いや銀行と協同組合の精神で入れたものである、両方相待つてですね實現して行くのだ、こういうお話ですが、併し實際においてどつちのウエイトが重くなるのか、銀行であるのか、或いは協同組合であるのか、そのウエイトはどつちの方にあるのか伺ひたい。

○衆議院議員(水田三喜男君) まあ政府としましては、依然として協同組合主義という方にウエイトが重くなつておると思ひますが、ただ提案の理由にございまして、金融機関であるこの信用協同組合が今一般の事業組

合と同じに一つ法律に律せられておるというところにいる／＼な問題がありまして、取りあへずその信用機関だけを單行法にして律することがいいのだという直接の必要から出て来ました問題で、性格としてははつきり銀行じやなくて組合であります。

○木村禮八郎君 そうしますと、これは非常におかしいのですがね。この信用金庫になりまして事業が殖えるわけですね。例えば手形の割引、内國為替取引、それからまあ有価証券、貴金屬、その他の物品の保護預り、それから會員のためにするという見出しがついております。御承知のように銀行法を見ますと預金と手形預金及びその貸付、更に手形割引を行うものを銀行とみなすというところになつておりますね、この信用金庫の事業を見ますと何故銀行法の適用を受けないのか不思議なんです。事業内容は銀行です、明らかに。従ひましてその信用協同組合の場合にはこういう事業がなかつたわけなんです。手形割引とか内國為替とか、これを加へることによつて金融業としてのウエイトと銀行としてのウエイトが強くなる、こう解すべきであつて、これは逆だと思ひます、今の御答弁と。これは事業内容からいつてはつきりするんです。それで政府のほうから我々に配付して下さつた信用協同組合の事業と信用金庫の事業との相異の内容がありまして、それを見ましてはつきりそれが出ておるわけですね。私はどうしてその銀行法の適用を受けないのか不思議なんです。銀行法にはつきりそう書いてあります。そうしますとむしろこれは銀行法の適用を受けるべきものであつて、金庫というよりも、

金庫ということについても疑問があるのだけれども、最初伝えられるところによるとアソシエイト・バンクとこの名前をつけられたということですが、私はそのアソシエイト・バンクという英語の名前は非常に明らかにわかると思うのです。この事業内容からいけば銀行法による銀行であります。預金の受入及び貸付更に手形割引を行うのは銀行とすることになつていゝるのですから、今の私は御答弁と事実が違ふと思つてゐます。又事實も違ふと思つてゐます。これを実行しましたならばむしろ協同組合精神がだん／＼失われ行くと思つてゐます。實際問題としては私はその御答弁では満足できません、逆です。前に小林委員からもそういう御質問があつたときに協同組合の精神がだん／＼強まつて行くのだ、こういう御答弁なので、私は非常にそれは奇妙に感じたのですが如何ですか。

○衆議院議員(水田三喜男君) それは金融機関である以上は、この金融機関としての機能を發揮するために銀行的な業務をやらせるといふことは必要でございまして、そういう点から見たら銀行と同じような仕事をすることゝことが言えるのですが、銀行とはつきり違ふ点は御承知のように株式組織ではないし、依然として出資組織、そして法律の性格は組合ということにして非常にぬえ的なものになつておるやうな形になつておりますが、これは結局信用組合というものが日本でもう達して来たかという今までの歴史的なものから来たことであつて、すぐに銀行法で銀行を作つてもいいのですが、そうでなくて現実に組合で發達したという金融機関があるのですから、そ

れを土台としてそうしてその法律的な性格はそのまゝおいて、而も金融機関としての機能をもう一步はつきりさせるためにいゝる／＼銀行的な業務を加えたといふだけでありまして、銀行じやないことははつきりしてゐます。そうかといつて銀行的なことをさせなければ金融機関としての機能が發揮できないといふのでございまして、これはもう今までのこゝへ来るまでの組合の歴史的な問題であつて、まだ日本にや要だといふところに、日本のいゝる／＼な産業の特殊性もあるといふふうになつておると思つてゐます。

○木村義八郎君 どうも私その説明では納得行かないのですが、金融機関でないといふことがはつきりしておるといふところがおかしい、むしろこの事業を見れば金融機関であることが非常にはつきりしたわけですから、今までの信用協同組合ならば手形割引、内国為替かういふものの取引をやらないのですから、それは銀行じやないことははつきりするのですけれども、銀行法によつてはつきり規定されておるのです、預金、貸付、手形割引、これを併せて行つても銀行である。これは両方併せて行つてはつきりしておるやうなことは逆であつて、それは何か非常に強弁されるやうに解されるのです。が、この性格がはつきりしませんとこれは非常に重大な問題であつて、協同組合主義といふものは失われて行くわけなんです。失われて行くか、行かないかは重要な問題であつてただ形式の問題ではない、而もこれは信用協同組

合をやつておるかたがそれを愛しておるのです。で形式的な議論ではなく、むしろ相當大きな信用協同組合の人々も、この信用金庫になつたならば協同組合精神が薄れて行くのではないかといふので、従つて全部の信用協同組合の業者がこれに賛成なのではないのです。反対の人もおるのです。反対の人の意見を聞きますと協同組合精神が薄れて行く、それを憂慮しておるので、これを何ぞ救済する方法が別途講ぜられておるかどうか。それは今の御答弁ではむしろ逆なのです。この信用金庫法をむしろ我々の考えと逆の方になると協同組合精神がむしろ生きて来るのだと、そして又銀行ではないのだと、こゝにいづておるのですから、事實は銀行に一步近づくことになる、そのことによつて協同組合主義がだん／＼薄れて行く、従つてその救済方法が問題になつたはずなんです、この点についてはこれを御提案になるときに十分検討されたかどうかです。

○衆議院議員(水田三喜男君) その点は十分立案のときに検討されました問題で、今おつしやられておる点は、現在預金又は定期積金の受入とか、資金の貸付けとか、それから会員のためにする手形の割引といふのは、現在の信用組合でやつてゐることをそのままに金庫の仕事にしたいだけでありまして、依然としてその組合主義の枠内の活動で会員を重点にしてこの金融をやつてゐるという建前に今度の金庫法はなつております。で、一番最初はおつしやつたから離れて今木村さんがおつしやつたように、一般銀行のやつてゐるやうなところに近付こうといふやうなこ

ろの意見もございましたが、それは今丁度木村さんのいわれるやうな点を愛えまして全部取つてしまひまして、實際的にはこの金庫法になるために業務を銀行に近付けたやうなことはやつていないはずであります。会員外の場合無制限にどん／＼貸付けるといふことだつたら銀行と同じだといふことはいゝるかも知れませんが、今度の法案ではそういうふうになつておりません。

○木村義八郎君 内國為替取引もそうですか、現在できるのですか。

○衆議院議員(水田三喜男君) それで四項目の会員に対する取引、これだけは新らしく入つた新しい権限であります。併しこれは全部の金庫に許すといふことでなくてこれは大蔵大臣の認可を受けなければやれない、無制限にどの金庫にも、為替取引をさせるといふことになつておりませんので業務の範囲は前と變つておりません。

○木村義八郎君 この信用金庫法案が問題になつたいきさつを考えますれば明らかであると思つてゐます。大体市街地信用組合ですか、あれが廢止された、それでその協同組合、信用金庫ですか、そういうものになつて来た。それで何としましてこの市街地信用組合的なものは御承知のように前から問題になつてゐるわけでありまして、信用組合といふゆる商工中金ですか、ああいう系統の協同組合、このいつも対立がこれまでであつたのであります。が、市街地信用組合が終戦後廢止されて信用協同組合の方になつた、この方は明らかに市街地信用組合の復活だと思つてゐる。或いはそれよりも更に市街地信用組合を強化するものである。従つて私は、これはむしろ協同組合主義より

も金融の方に近付いて行くのだ、こゝういふふうには考えなければならぬ。ですからこれには私はいゝる／＼疑問がありますけれども、もしこゝういふものをお作りになるならば他方において協同組合主義を活かすやうな救済策が行われなければ私は片手落ちだと思つてゐる。そればかりでなく本来ならばこの信用金庫にしても或いは相互保險にしても、新らしく銀行法を作る上から総合的に、これは考えることになつておつた。

ところが、それを部分的に相互銀行といふものが出て来た、或いは又信用金庫がこゝに出て来る、我々はそういうことに非常に疑問を持つておる。もつと総合的に殊に金融機関の問題については考えなければならぬ点がたくさんあるのではありませんが、今この法律案として出て来る。なぜ今これをこゝういふふうにして出さなければならぬか。どうしても出さなければならぬならば協同組合主義を殺さなければならぬ。水田さんは御承知と思つてゐますが問題になつたわけなんです。中小企業庁でもこの点は総司令部に折衝したはずであります。救済の案についてそういう経過がある。従ひまして、この信用金庫法が實施されると協同組合主義はむしろ強化されるという御議論もございまして、私は逆であつてむしろこの救済策は必要だと思つてゐます。その点この法案が問題になつたいきさつに鑑みて明らかであると思つてゐるのですが如何ですか。

○衆議院議員(水田三喜男君) ですからその点はこの業務を見ても会員のためにするといふ制限が皆つておるのを見て明らかなように、この協同組合主義を守るために全部会員のために

する業務に主力を置いて、会員以外の者にもし金を貸すというような場合も、会員外の人はその預金とか積立金を担保とする場合でなければ貸さんというように非常に業務のきつい限定をやつておられますので、そういう点で協同組合主義というものが立派に守られているのではないかと考えます。

○木村福八郎君 議論になると思いますが、立派な例えは芝信用組合、そういう相当大きなところの実際の業者のかたがこれを行えば、協同組合主義がだん／＼破壊されて行くのではないかと憂慮しておる。私たちは實際担当者でないからそういう實際家の意見を尊重するよりしようがないのですが、そういうふうに変慮されているのであります。併しこれは大議論のあつたところとす。信用協同組合業者の間に賛否の両論でつかみ合ひも始まらんばかりの大きな議論を闘わされた問題であります。これは従つてその簡単にその協同組合主義はこれによつて抹殺されない、むしろ強化されるということは、提案者としては認識不足だと思ふ。むしろ救済策こそ必要であるのでありまして、もしそういうような御議論ならば、この信用金庫法案の性格を提案者自身が御存じないと言わざるを得ない。

○衆議院議員(水田三喜男君) 最初の法案の立案に當つては、誤解がありまして、業者の中にはこれを作つたら大蔵省は二十か三十か大きいところを許可してあつたのではない方針だろうとかいふ／＼、そういうデマが飛んだりしましたために、今御指摘の芝信用組合というものは反対の猛烈な組合でなるとか言つて各党へ陳情したのであり

ますが、最近になつてこの金庫法は是非急速に通して貰いたいと陳情する方にみな變つて、その問題についての今の異論というものは信用組合内に余りないやうに我々は聞いておりますが、一番最初に確かにそういう問題はあつたかと思ひますが、それも最近では誤解が解けていると思ひます。会員の資格の問題にしましてもこの従業者百人以上のもは入れないとかそういう限定もありまして、完全に中小工業組合への金融機関だという性格も全体を通じてはつきりしておりますので、最近そういう特別な異論はないやうに聞いております。

○木村福八郎君 私、この問題については業者だけでなく各方面におきましても、大蔵省だけでなく他の意見も徴しまして、それでこれは先ほど水田さん言われました通りに利害輻輳しております、そして反対論者も陳情しておるかも知れませんが賛成論者も猛烈にあの手、この手で陳情して来ておるやうに聞いております、デマかも知れませんが、い／＼な問題を聞いております。そういうような反対陳情を出した、賛成陳情を出した、或いは誰がどう言つたとかいふ／＼なこの議席で私は言うに堪えないことを聞いております。そういう誤解を払拭する意味におきまして、我々は純理論的に又純客観的に見て本當にこれが日本の中小業者を救済する金融の途になるのかどうか、或いは又折角その協同組合主義というものをこれから育成して行くというやうなこの民主主義の時代になつたときに、この協同組合主義をだん／＼に衰微させ、或いは破壊して行くやうな方向に向つてはいけな

い、こういう観点からい／＼御質問し、検討をして見るわけなのです。従いまして、先ほど芝信用組合の人がどういふいきさつから今度は賛成論者になつたか知りませんが、私は純理論的に行きます、この信用金庫法が問題になつたときに、協同組合主義がだん／＼薄らいで行くから、実は若しこの信用金庫が国会を通つてしまひでしまふのならば、救済策として事業協同組合が信用事業ができるやうにしなければ片手落ちである。それは確かに私は實際問題としてそうだと思うのです。従つて若しこれをどうしてもお出しになる、どうしても通そうとするのなら、片方において協同組合主義を殺さないやうに、事業協同組合が信用事業をできるやうな法案を同時にお出しになるならば公平だと私は思うのです。又我々議員としても、これがやうな形が出て来るならば公平な見地から協同組合主義も殺さない、又この信用金庫も生きて来る、こう思うのですが、このままの法案では協同組合主義が抹殺されます。實際上これが実施された場合の結果を考えれば私はそうなつて行くと思ふのです。その点を我々は憂えるわけなのです。それで私はどういふ根拠で協同組合主義が薄れて行かないとお考えになるのか、そのところがどうしてもわからない。これは公平に見て誰が見ても協同組合主義よりも金融事業の方のウエイトが大きくなつて来ているのですから、協同組合主義を殺さないやうな救済策がなければならぬと思ふのです。この何か救済策について御検討になつたかどうか伺いたい。

○衆議院議員(水田三喜男君) 信用金庫にならないうで金融事業をやる協同組合の設立というのは、これからいくらでもできることでして、お互い会員同士が信用組合を作ればいつでもこの純然たる協同組合主義の信用組合というもののは作れるやうになつて行きます、ただその場合に第三者一般からの預金を取るやうになりなすといふと、これはその金融機関が非常に公共性を持つて来るので、それを今度は取締る、十分監督をするやうな必要が出て来ますので、現在までに行なつてある信用組合についてはその監督を十分しなければならぬ時期に来ておりますので、これは金庫としてはつきりそういう点を規定して預金者を保護するといふやうな点に努めます代りに、純会員同士で預けたり借りたりするといふやうな組合はこれからたくさん出て来るでしょうが、そういうものについてはできるだけこの監督を厳重にしないで自由にそれをやらせるやうなところで、この金庫と金庫にならないう組合との区別がつくので、そういう点から考えますといふと、あとからたくさんできて来るでしょうこの組合主義による金融機関というもののについては、この員外預金の問題を無制限にさせるかどうかというのが問題になつて来まして、それがまあ衆議院側としましては、その点の区切りをつけなかつたのが我々としては非常に手落ちだと思つておりますので、そういう点も一つ是非参議院において十分御検討願いたいと考えております。

○木村福八郎君 この法律でできて、信用協同組合は今度は地方庁の認可になるわけですが、そうなつて自由だん／＼できるようになるから、それ

で信用協同組合も別に殺すわけではなく、どういふやうに言われるのです、が、い／＼の点から検討しますと必ずしも私は實際問題としてそう言えないのだと思ふのです。そこで伺ひたいのですが、この信用金庫法施行法の第二條でございまして「この法律施行の際現に存する信用協同組合及び中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、改正前の協同組合による金融事業に関する法律の規定は、この法律施行の日から起算して一年間は、なおその効果を有する」とありますが、一年間たつたあとにおいてはどういふふうになるわけですか。

○衆議院議員(水田三喜男君) 一年たつて金庫になれるものは金庫になる、金庫にならんものは元の改正前の協同組合による金融事業に関する法律、この規定によつた業務をすればよいといふことになりなす。

○木村福八郎君 これを卒直に読みますと、現在あるところの信用協同組合については、一年間協同組合による金融事業に関する法律の規定は有効であつて、一年後においては有効でないやうにこれでは取れると思ふのです。若しそれであれば信用協同組合が金融事業を行うところの根拠法というものはなくなつてしまふやうに解される、この法律の書き方ではすね。

○衆議院議員(水田三喜男君) 一年たつてば改正前ではなくて、この改正後の協同組合による金融事業に関する法律の規定によるのでありまして、根拠法というものはこの中小企業等協同組合という法律がございまして、これによるやうなことで差支ないと思ひま



するということはどういう点で予想されるわけですか。もつと認可よりもきつくなるはずじゃないですか。もつと免許になるときつくなつて、信用協同組合の方は認可に緩和して信用金庫の方は免許にするということとはもつとつきなるのです。今お話のようにそれがそのまま信用金庫に移行する、これはそういうふうには私は解せないと思うのです。それでなければ大蔵大臣の免許を受けなければならぬ、認可よりもきつい免許というものを課する必要はないですが、その点はどうか。

○衆議院議員(水田三喜男君) これは大体免許にしましても一定の基準がありまして、資本金がどうか何がどうかというところで、それに適合したら大蔵大臣は大体免許するのが原則であります。ただ出資金が何百万に達しておつても、その金融機関が内部にいろいろな問題があつて、不健全な要素が非常に多いというようなときは、一応役所の指導を待つてそうして適当な時期に免許するというようなことはあると思いますが、大体において健全な組合であり法定の要件を備えておつたらこれは大蔵省として当然免許すると思われまして、その点に支障はないと思つております。

○木村福八郎君 それでしたら前の協同組合の金融事業を行ひ得る規定、あれは法規裁量に変えたわけですか、あの規定をなぜここへ適用されないのですか。実質は信用協同組合が大体において信用金庫に振替わるというお話です。そんなら前に国会議員の提出案になつて、国会議員が提出した議員提出法案としてあの信用協同組合の免許については法規裁量に変えたわけ

です。その精神をここに活かす必要があると思うのです。そうでなければむしろあの法規裁量を逆に殺してしまうと思う。私はこれは国会議員として前にあの提案をされたかたはここに出ておられますが、私は自殺行為だと思つておられます。前に多数意見者署名が出ておられます。大矢さんも木内さんも愛知さんも黒田さんも松永さんも油井さんも、皆さん署名されておられます。そうして折角法規裁量にしたものが実質においてこれによつて逆転してしまうと思つておられます。これは私は矛盾していると思つておられます。今のお話では信用協同組合が実質は信用金庫になるのだ、こういうお話でした。それで実質はなるのだといひながら、折角我々が前に努力して法規裁量にしたのが今度はそうでなくなつてしまふ。これは矛盾しております。矛盾するばかりでなく、若しこういうことが行われたら私は国会の権威に關すると思つておられます。これはやつてから何カ月たつてゐるのか、一年もたない。これは非常に矛盾だと思つておられますがこの点は如何ですか。

○衆議院議員(水田三喜男君) 法規裁量を十分に活かすといふのは、これからできる組合といふものについては、これで行くでしようが、今度は金庫になつて非常に公共性の強い金融機関となつて来るものについては、法規裁量といふことは非常に無理でございまして、やはりこれは免許主義で行つた方がよいと思つておられますが、国会できめたこの法律は残つておりますし、これから組合主義によつてどん／＼設立され

る組合にはこれが適用される、そこで活かせばいいのじゃないかと我々は考へておられます。○木村福八郎君 それはちよつと詭弁だと思つておられます。まだ特金課長が見えておられません。○衆議院議員(水田三喜男君) 見えておられます。○木村福八郎君 お聞きしたいこともありますが、この金庫といふことで今まで民間の営利事業に使つたことのない言葉を使つて昨日御答弁がありました。私が、私はこれについてもまだ疑問があるのですが、そういうものを使い、そして従来の信用協同組合をだんだん名前だけでも私は非常に弱体化されると思つておられます。それは金庫の方が名前は立派ですから、今まで商工中金とか農林中金とかいつたのが今後は信用金庫になつたら何だか政府の補償或いは出資でもあるような考へを抱きますよ、一般の低い人はこれは諸外国においても金庫といふことはそうだと思います。今後は従来と商工中金も農林中金も変つたと思つておられます。第七回国会を通過した銀行等債券発行に關するあれで見返資金が優先株を持つてよいし、債券発行もできるのですから、これとちつとも違わないのです。昨日の御答弁は我々を何ですか騙したような答弁で、甚だ不満なんです。そうしまして、今度は信用組合が地方庁の認可になりました。そうすると大蔵省免許といふものと、大蔵省認可といふものと地方庁認可といふものと、私は非常に心理的には違ふと思つておられます。大衆といふものはそういうものです。成るほど地方庁ではどん／＼認可できるというものの、認可しろと

言へば、皆やはり信用金庫の方がそれは非常に信用があると思ひ、又組織も大きいのでしよから、結局において認可できることにはなつておりますけれども弱体化して来るのは明らかだと思ひます。例えば員外預金でも信用金庫の方が集まる、私はそう思ひます、それは明らかだと思ひます。大体の最初のスタートの考へ方が市街地信用組合の復活を目指してゐるからそうなるのです。そのそも／＼の起りがそんなんです。市街地信用組合を解散させられたのを、連合会を作ろうとして司令部から叱られたわけなんです。叱られてこういう協同組合のものができないから復活を図ろうとしたのですから、それで信用協同組合の方へいつか又そういう復活を図ろうとしたのですからそれで信用協同組合になつたんで、いつか又そういう復活を図ろうといふのでこつこつ信用金庫といふ形で出て来た。私はこれは理解している。ですから信用協同組合と違つてゐる。それで何とかして、前は折角国会で法規裁量で大蔵省の役人が国会に一杯食わされたから、何とかして今度はこれをひつくり返そう、まあそういう意図はないかも知れませんが、議員提出法案でありますから、併し質問してみますと提案者はよくおわかりにならないで、特金課長のほうがよく御存じでよく答弁されておる。それが実際には政府提案のやうな形になつてゐる。いろ／＼そういう点で我々にはつきりしない点もあるのです。ですから今の御説明では、それは地方庁がどん／＼これから認可できるのだからそんな心配はないと言つておられますけれども、實際の問題として私は圧迫されておると思つてお

す。ですから救済策を講ずべきじゃないかと思ふ。私は若しこの法案をどうしてもお通しになるというのならば、それはそれとして一步を譲つてほしいと思つておられます。その場合には協同組合主義を抹殺しないように、事業協同組合が信用事業を行へるやうなそういう考へをなぜ払わなかつたか。一方的にこれだけぽつと出して来て、更に又総合的に金融制度の改革を考えなきゃならぬそのときに、この信用金庫の問題も相互保險会社の問題も併せて総合的に日本金融制度の改革として考へるべきはずであつたのです。それが相互金庫といふだけでほかに総合的関連を考へずにはこつと出て来た。或いは信用金庫としてこつと出て来た。これは総合性がちつとも考えられていない。これによつてプラスになる面もあるかも知れませんがマイナスになる面もあるのですから、協同組合主義が弱体化されるのですから、なぜそういう法律案或いはそういう考へを払われなかつたのか。弱体化されることは明らかだと思つておられます。その点如何ですか。

○衆議院議員(水田三喜男君) 木村委員は先ほどからこの事業組合が金融でできるように救済策として考へるべきだといふのですが、信用組合も作るうといへば組合員が信用組合を作ればいつでもできるということになります。で、ちつとも事業組合の金融を禁止してあるわけじゃないやしませんので、これは組合員が作るやういふのなら、今言つた今度法規裁量がものを言つてもいつでも作れるといふことになりまして、ちつともその点は圧迫とか何とかにはならぬと思ひます。

○木村禮八郎君　そういう理窟でなく  
実際問題として、先ほどお話を伺いま  
すと、幾つですか六百十一ですかこの  
信用協同組合が大体において信用金庫  
になつて行くところというお話がまああ  
つたわけでありまして、それなら今ま  
での法規裁量があつたのでありますか  
ら、それをここに持つて来て悪いとい  
う法はないと思うのです。手続が折角  
法規裁量のあれを努力して作つたの  
に、又ここではその認可よりもつとき  
つい免許にして法規裁量ということが  
逆転されておるのです。こういうこと  
は私は非常に無責任だと思ふのです、  
そういう点では。

○衆議院法制局参事(三浦義男君)　只  
今のお話の点でございまして、これは  
御承知の通り信用協同組合事業免許基  
準令というものが昭和二十六年の政令三  
号で出ておりました、今の協同組合に  
よる金融事業に関する法律の第二條の  
三項にありましていわゆる法規裁量によ  
る基準令というものを示しておるわけ  
でございまして、で、この政令は全体が  
五條から成つておりますが、その一條  
は、この政令の定めるところによつて  
基準を定めるということになつており  
まして、それから第二條は事業を行お  
うとする地区の基準でありまして、例  
えば農業協同組合とかほかの組合の分  
布状況から見てされなきやならん、こ  
ういうことが第二條であります。それ  
から第三條は役員等の基準でありまし  
て、これは金融業務に對して十分な経  
験及び識見を有する信頼するに足る人  
格を有する者でなければならぬ、こ  
れが第三條であります。第四條は出資  
の基準でありまして、これは東京都の  
特別区の存する所とか、そうでない所

は人口何百万以上のものについては出資  
金は幾ら以上、五百万円或いは三百万  
円要る、こういうことが書いてある。  
それから第五條は事業の方法及び計画  
の基準でありまして、これは事業計画  
その他の基準を定めてできるだけ出資  
者の利益の保護に資するものと認めら  
れるものでなければ免許してはいけな  
い、こういうこととあります。結局具  
体的な問題といたしまして、今お話の  
この法規裁量の問題を検討いたします  
れば、このうちで特に問題となるのは  
出資の基準の四條のところであらうと  
思いますが、これはこの信用金庫法の  
第五條のところで大体の基準が一号、  
二号に分けて書いてございまして、  
二、それと殆んど実質的には額は分つ  
ておりますが変りはない。あとは要す  
るに免許する場合の心がまゝと申しま  
すか訓令的な意味を持つておるものが大  
部分であります。従いまして具体的に  
只今の協同組合による金融事業に関す  
る法律の第二條に規定してございませ  
る法規裁量のことを敷衍いたしますれ  
ば、結局この信用金庫法に取上げてあ  
る、今五條等に入つておるようなこと  
と余り違わぬことになりはしないかと  
思つておるのでございまして、急に  
この信用金庫法ができましたことによ  
りまして法規裁量のあれが非常に変る  
というようなことは具体問題としては  
あり得ないのじやないか。ただ将来免  
許いたしましたその場合におきまし  
て、御指摘の点は御尤もなことであ  
りますが、法規運用の上においてそうい  
うお話の点を十分に大蔵当局なり関係  
当局においてその趣旨を汲んで、免許  
の事柄を行なつて行くということは望  
ましいことかと考えます。

○木村禮八郎君　只今のお話はこの前  
の第九国会の時間問題になりましたので  
私も大体了承しております。で、あのと  
きは実は問題になつたのでありまして、  
この法規裁量の場合免許基準につい  
てやはりこれを具体的にどういふふう  
に出すか出さないかで問題になつたの  
です。大体最初予想されたよりも実質  
的には法規裁量の効果は薄らいだとい  
う結果にはなつたのです。それは  
大蔵省側の意見もあつたのでござい  
ます。まあいささかもあつたわけであ  
るから実は免許基準をどういふふうに入  
れるか入れないか揉んだわけですね。従  
つて我々としてはあの当時こういう免  
許基準を作つてどういふふうにしな  
い方がよいという考えであつたので  
ございまして、こういうことになつた  
のです。で、法規裁量の原則は我々とし  
ては貫きたといふふうな考へておる。一  
応原則は貫かれたわけですね。一〇〇%  
の効果はなかつたとしても。そういう意  
味では私はこの信用金庫についても今  
お話のように実際の法規の運用によつて  
行われたら差支ないだらうというお話  
でありますけれども、そんならば前に  
この法規裁量のこと問題になるはず  
はないのですよ。前においてその運用  
ではないからあの法規裁量が問題に  
なつたのです。従つてこの場合にも  
実質的には信用協同組合が金庫に移る  
というのなら、さつきのお話ではこの  
法規裁量がここで抹殺されるのじやな  
いか、精神がですね。こういう質問に  
なるわけですね。

○衆議院法制局参事(三浦義男君)　お  
話の点御尤もだと思ひますが、この協  
同組合による金融事業に関する法律の  
二條の三項が追加されましたから、初  
めて法規裁量による免許というものが起  
つて来るわけにございまして、もうす  
でにこれができまして前におきまして  
たくさん免許されております協同組合  
が勿論いろいろあるわけですね。ところ  
が協同組合の実況等を見ますと非常に  
細かいものがある／＼ありまして、  
或いは本当はいろいろ申請しておつて  
で抑えてあるというふうなことから当  
然二條の三という規定が出て来たとい  
ふも承知いたしておりますが、今度金庫  
になりますとその点が非常に協同組合  
から本質的には銀行的な要素といいま  
すか、そういうものが非常に強く全面  
に押寄せて参りまして、特に五條に書  
いてございまして、特に出資金額でな  
らば五百万円というふうな出資金額でな  
ければいけないというふうな今までの  
免許の制限を受けるということになり  
ますと、やはり金融の面からみまして  
信用の保持、出資者、会員等の保護と  
いう見地からみれば、法規裁量の  
建前にはよりながらも多少の別箇  
の観点からみて行かなければならん  
じやないかというふうな点もやはり一  
理窟があるんじゃないかとかように私  
私どもも考へておりました、従いまし  
てこれを私どもも考へます場合におき  
まして、信用協同組合事業免許基準  
或いはそれができました沿革等も承知  
いたしておりますのでそれらの点も併  
せ考へましたけれども、又今申しまし  
たような意味から特にそれを取入れな  
かつたわけにございまして、御指  
摘の点は私御尤もだと思ひますから、  
これは大蔵省のかたがおられればその  
点も十分汲んで頂いて誤りのないよう  
にして頂くことが望ましいことだと考

えております。  
○木村禮八郎君　只今法規裁量をこれ  
に譲らなかつたことはやはり預金者保  
護だと、こういう点からそれは銀行  
の性格が強くなるというふうにお話  
です。そうしますと先ほど我々問題に  
したんですが、御提案者の我々に対する  
説明は矛盾していると思ふ。協同組合  
主義の性格が強くなる、こういうこと  
を言つておるのです。そんならば法  
規裁量のこと問題になるのです。法  
規裁量でもいいわけですね。ところが銀  
行的性格が強くなる、こういうことで  
やはり法規裁量が問題になる、これは  
御尤もだと思ふ。当然やはりそうある  
べきだと思ふのです、銀行法その他  
を考へますれば、そこで矛盾している  
わけですね。そうしますと提案者は昨日  
か森委員に対する御説明も私に對する  
御説明も矛盾しているんです。協同組  
合主義の性格が強くなる、こう言ふん  
です。我々にはこれは理解できないので  
す。實際が金融的な銀行的な性格が  
強くなる。そのために法規裁量という  
ものにはいかな。信用協同組合と異な  
らぬ。ですから先ほど根本的な性格  
を私はお聞きしたわけですね。一体その  
金融事業と、協同組合事業とどつち  
にウェイトを置くのか。そうしたら協  
同組合的な性格が強くなる、こういう  
話だつたんです。これじゃ全く矛盾し  
ていると思ふ。私はおかしいと思ふ。  
非常に無責任である。

○衆議院議員(水田三喜男君)　協同組  
合主義的な性格が強くなるという説明  
は別にいたしません。この性格は何か  
というので本質は協同組合だと言つた  
んですが、ただ金融機関であるけれど

も銀行的な性格を持たせるのはこれは止むを得ないことであつて、(違ふぞ、さつきの答弁とは)と呼ぶ者あり) そういう面はたくさんあつたにしても本質は協同組合主義だと言つただけでございまして、この金庫法ができたために協同組合主義の性格がより強くなつたんだということは別に言つておりませんので、木村さんの今のお話とはちよつと私の説明は違つております。

○木村福八郎君 これは森さんがお隣にいらつしやいますから何か御意見があるかも知れませんが、そのウエイトがどつちに強くなるかということなんです。ですから極端に言つたわけではないので、ですからどつちの方向に向くのかと言へばやはり銀行的な性格が強いんだということとはやはり法規裁量の問題になにしても明らかなんです。それは明白なんです。又そうでなくちやならない。それでは御答弁は違つておるんです。ですから實際何を狙つてそういう性格のものとしてこれをやつて行くのか。銀行的なものでもない、協同組合としても何か中途半端な或いは規定から言へばこれは銀行の規定を受けなければならぬ。預金者保護についてはまだこれでも中途半端ですから銀行なら銀行で、銀行の適用を受けなければならぬのに銀行でもない。じゃ金庫だ、この金庫は農林中央金庫とか或いは商工中央金庫があるが、それは昔と性格が變つたから今の信用金庫と同じような解釈をしていいというふうな説明はできない。實質上は違ふのです。それから金庫という言葉自体もこれを使うことも問題です。不用意に當利会社に対して金庫と使うのは初めてだ。こういう重要なことになる

と金融機関制度の上から不用意です。規定の仕方も不用意、性格もあいまい。どうしてこういうことを特にばかつとこういう信用金庫をこの際作らなければならぬか、了解に苦しむのです。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) 信用金庫法の第一條に書いてございましてけれども、この前もちよつと申上げたつもりでございまして、第一條に「協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。」と書いてございまして、それは、それはどつちばらんに申上げますれば、協同組合組織というふうなその精神によります協同組織というものをその中核としたしまして、そうしてその中核の上に例へば金融的な性質を加味して行く、こういうことがこの金庫の狙いであろうかと考えます。従いまして純然たる意味の銀行でもないし、又純然たる意味の協同組合でもないと思ひます。協同組合でも知れないと思ひますが、そういうふうな両方の要素を持つておるのであります。根本的にはどこまでも協同組合組織の中核として金融的な性質を加味して行く。従いましてその公共金融的な機関の公共性に鑑みまして、特に監督の適正を期する云々というふうなことを目的にしておるのだということに従つてここでどちらの性格かということをはつきりしろ、いづれかに決然とはつきりときめることはちよつとむずかしいかと考えておりますが、これも一つの将来の金融制度における過渡的

な現象かも知れないと思われませんが、今のよう性質を持つておると私どもは考へておるわけでございまして。

○木村福八郎君 それは御説明はわかつておるわけです。それは前の市街地信用組合はそういうものであつた。市街地信用組合はそれで問題になつたわけですね。ですから私は今お話のようです。これは市街地信用組合をつくりなす。むしろそれを強化するといふ形になるわけですね。まあ今までの経過から言ひましてそういうあいまいなもの、何だかわからないようなものはいけないといふので、信用協同組合の方向へ變つて来たんでそれが又逆転するといふ意味なんです。そういう意味で今の御説明は御説明としてよくわかるのです。ですからどつちにウエイトが強くなるかということとは法規上より實際問題として考へなければならぬと思ひます。實際問題としては明らかに市街地信用組合の近代版で、もう一つの又強化するといふような形に理解されるわけですね。ですから私は協同組合主義の方が弱くなつて来る、これは当然だと思ひ、市街地信用組合の復活なんです。そこで私は今度政府のほうにお聞きしたいのですよ、政府側の特殊金融課長にちよつとお伺ひしたいのです。政府のほうは大中小業者の育成とか、或いは中小業者の金融ということにつきまして、従来からいろいろ問題があるところなんです。大体市街地信用組合を復活させるという方向にこれから持つて行くのかどうか、そういう構想なんです。か、どうか。

○説明員(飯田良一君) 中小金融対策として政府が市街地信用組合の復活といふものをいいと思つておるかどうか、といふふな或いはお尋ねだと思ひます。私もどつちかいたしましては、中小企業金融対策として、一方に政府資金、その他特殊資金の導入と、一方に民間の金融機関であるところの中小金融専門の金融機関の育成強化を図つて参るといふことが極めて大事であるのみならず、むしろ推進をなすべきものであるといふふうに考へておるのでございまして。民間における中小企業専門家と申しますと、現在無盡会社或いは信用協同組合がこれに當るわけでございますが、その無盡会社や市街地信用組合、信用協同組合といふものに対してしまして、専門の金融機関としての基礎を強固にするといふ意味から一方に相互銀行或いは今回の信用金庫法といふものができますことは、中小金融の専門機関を育成強化するといふ線に非常に寄與するところがあると存するのであります。あえて市街地信用組合の復活といふ問題ではなくして、協同組合組織による金融機関の強固な基礎ができる上といふ意味で非常に好ましい方向と考へております。

○木村福八郎君 そうしますと、純然たる民間金融機関を以て、中小金融の中心にして行くかといふ考へですね、それは實情にそぐわないのじやないかと思ひます。大体中小金融というのは農村金融と同じように、やはりこれは預金を集めて貸出すといふことは困難だ。これが日本の中小企業或いは農林、漁業の特殊性であります。どうしてそこに農業ならば農林中金といふものがあつて、そして各県には県信連といふものがあつて、そして最後の尻はやはり農林中金で政府がこれをカバーしてやる、こういう方向にあるのが農林金融の實際だと思ひます。が、私は中小企業についてもさうだと思ひます。どつちにウエイトを置いて行くかと言へば、やはり商工中金の方向に、これを全部一つにしてしまふといふわけじやありませんが、ウエイトをそつちの方にだん／＼おいて行かなければならぬと思ひます。それこそが日本の中小金融に対する特殊金融機関を作つて行く方向じやなければならぬと思ひます。今のお話ですと、民間金融をだん／＼強化してそつちの方に中小金融の役割を多く持たせて行くといふ構想、私はこれは逆だと思ひます。これは本當の中小金融にならないと思ひます。この点は根本の問題ですから、その点はどつちか一つでなければならぬといふのじやない。私も民間の金融機関として中小金融機関があることは、これは必要であると思ひます。根本の今後の中小金融といふものの考へ方です。今の特殊金融課長の考へがさうであると思ひます。これは逆行するものだと思ひ、實情にそぐわない。これは非常に重大なことでありまして、この点よく考へをもう一遍聞いておきたいと思ひます。

○説明員(飯田良一君) 先ほど一方に政府資金或いは日銀の別枠融資的な特別資金といふものの導入に努めるほか、民間の中小金融の専門機関の育成を図つて参りたい、それがむしろ中心になると申上げた、中心といふのが強く響き過ぎたと思ひます。すでに御承知のように、例へば預金部資金を中小

金融の方面に役立たせたいという場合に、如何なる方法をとりましたかと申しますと、結局一般銀行或いは無盡会社、信用組合、いわゆる中小専門機関というものを預託をいたしましてその実効を挙げることを図つたわけでございます。一般銀行に対する預金部資金の預託というものは果してその目的通り中小金融に役立つたかどうか、その効果に關して若干の疑問を持たれておるわけですが、無盡会社、信用組合に對しての信用というその効果が一〇〇%に上つたというふうに考へております。即ち政府資金のものを導入する、或いは日銀の中小企業別資金というものに関しまして、その運営に當るものは結局金融の専門の機関であつて、政府が直接やる例え国民金融公庫というふうなものは非常に限られたパーセンテージしか占めないわけでありまして、結局中小金融の専門機関を育成強化することが基礎になるという意味で申上げたのであります。その中には従ひまして、政府資金をこれに導入するにいたしまして、又広く民間の零細な蓄積資金を集めるにいたしまして、専門の銀行以外の金融機関の育成強化が必要である、かように申上げたつもりであつたのであります。

○木村禮八郎君 銀行以外と言いますけれどもこれはやはり銀行じやないのですか、性格として。これをどうして今統一されないか、先ほどのお話では二本建なんです、信用協同組合的なものと信用組合的なものと、これはまあ信用金庫がそういう系統になつて来ると思うのですが、これをどうして二本建にしておるか、これをひとつと統一し

て行く必要があると思う。将来大きな方向としてはやはり商工中金的な方向にだん／＼と統一して行くのが狙いとしては正しいと思うのです。ところが大きな意味でそういう方向から言うとは逆なんです。そこで私はどうしてこういうものが出て来たかをどうも了解に苦しむ点なんです。大きな今後の中小金融対策としてコンマシーシャル・ベースによる中小企業金融というものは駄目であることは明らかであります。普通の銀行じゃ駄目だということとはまあはつきりして来た、それが銀行的な色彩をだん／＼持つて行けばそういうふうなことになるて来ると思ふ。日本の中小企業というものはそういうものだからそういう特殊性を考へて協同組合的な方向に持つて行くのが大きな今後の狙いであるはずなのに、これは大勢としては私は逆である、こう思ふ。この点についてはどういふふうにお考えになつておりますか。

○説明員(飯田良一君) 木村委員の御質問は銀行というものに對立させて協同組合というふうに組立てておられるかの感を受けたのでございまして、協同組合に對立させるとしますと、法律上の組織でありますので株式会社というのに對立して見るべきものではなからうか、かようにいたしまして、株式会社組織による営利機関であるところの銀行というものが出て来るわけなんです。それによつて協同組合による組織によりながら金融業務を営むという組織が、強力に育成されて然るべしと存するのでございまして。従来から信用協同組合、協同組合法によ

る中小企業金融という制度が現に存しておるのでございます。その業務の内容は御承知のように組合員に対する業務、今度の信用金庫法では會員に対する業務として、銀行とはつきり違つたいわゆる協同組織というものをとつておるのでございます。協同組合組織によるという意味ではつきりと銀行と區別が付けられるのではないかとこのうに考へております。従ひまして協同組織による以上銀行と同一ではないのであります。單に消極的に同一でないというのではなく、むしろ協同組織によつて行なつた分野に協同組合主義が拡がつて行く姿であるというふうに考へるのが妥当であらう、かように存じております。

○木村禮八郎君 それは一応の理窟であつて私は實際からいへばこれは銀行のならないのがおかしいと思ふのです。おかしいくらいです。その事業内容その他からいってそれは私は無理にそういふふうにとだ規定付けられていふに思ふのです。實際を見ると今に御説明とは私は逆だと思ふのです。そこでこの間の金庫の問題ですが、この間金庫の御説明がありました、私はあとで調べて見ましたが、農林中金とそれから商工中金は法律改正によつて従来の性格が變つて政治的なものになつたから、ここに信用金庫というものの意味とそう違わない、こういうお話がありました、第一に債券が発行できる、第七国会を通過したあの債券発行に關する法律によつて優先株を発行できて、見返資金でこれを持つていけるわけなんです。明らかに性格が違ひます。實質において違つております。ですからこういう文字を

用いると非常にそこにまぎらわしさが出て来ると思ふ、これは初めて使うというのですから、よほどこれは慎重にしなければならぬので、アソシエイト・バンクと最初呼ばれ、或いはクレジット・コーポレーションですか、このうに最初に呼ばれたというのです、が、こういう方が性格を現わしておるのです。その金庫という文字にこだわります、これは初めてこのうに文字を営利機関に使うのですから、もう少し厳密に規定をお伺いしておきたいと思ふのです。

○説明員(飯田良一君) 昨日私が申上げた説明でもうすでに申上げておつたと思ふのであります、従来農林中金或いは商工中金において政府出資というものがあつて、それが或いは従来の金庫の政府機関的な、或いは特殊機関的な性格を現わすことになつておつたかと思ふわけでありまして。従ひまして、木村委員からも金庫は特殊機関を指す名称にふさわしいものであるというお尋ねがあつたのであります。その際、一般会計による政府出資というものはすでになつておつて、その点においては、特殊の政府機関である色彩はなくなつておるといふお話を申上げたのであります。その際にもちよつと申上げておきましたが、銀行等の債券発行等に関する法律によりまして優先出資がある、併しこれは純然たる民間の法人であるところの一般の銀行におきまして債券を発行し、或いは優先出資を受ける途を開いた法律であるのであります、金庫のみにこの途を開いたのではないのであつて、その意味においてこれは政府機関的な色彩を現わすものではないのであります。

ら、その意味における出資なり債券発行というものは今の問題になつておる區別を現わすものではない、従つて金庫というものはそういう要素がなくなつておつて、むしろ協同組合的な金融機関の性格を現わすのにふさわしいものになつておる、かように申上げたのであります。

○木村禮八郎君 それは御意見は御意見として承つておきますが、併しそれだからといつて今の説明は屁理屈で實質から言つたら違ひるので、そういう屁理屈で金庫という文字を輕率に使うべきじやないと思ふ。クレジット・コーポレーションとか、最初バンクという言葉が使われておつたと思ふが、その譯にしろ／＼苦心されて金庫というあれを使つたと思ふのですけれどもそれにしても私は不意と思ふ。これは実は政府委員に聞くのはおかしいので、提案者のほうから一つの御説明を聞くのが当然なんです、政府委員のほうから詳しいものですから、(笑聲)お聞きしたわけなんです。

○理事(大矢半次郎君) この問題は昨日以來質疑をされましては要領は盡しておきます。あとは大部分御意見に亘るように思ふのですが、この程度でこの問題は……。

○木村禮八郎君 この問題はそれではあれして、次に先ほど提案者のほうにお伺ひしたのですが、全国信用組合連合会の創立以來の成績ですね、一応お伺ひしたいのです。金融課長のほうから一応お伺ひしたいのですが、先ほどこの出資金とか預金高、貸付高等を同つて成績はよろしいとどういふお話しなんです、金融課長はどういふお話し考えですか。全国信用協同組合連合会

ですね、但しまだ創立の期間は浅いか  
ら一〇〇％成功とは言えないけれども  
成績はよろしいのだと、こういうお話  
でしたが金融課長どうですか。

○説明員(飯田良一君) 件数等につき  
ましてはすでにお話があつたと思いま  
すので省略いたします、現在の成績  
は、創立以来まだ一年に満たない、具  
体的に申しまして例えば店舗網が整備  
されておらないとかいろいろの關係そ  
の他からいましていろいろの關係が  
あるにかかわらず、現在の成績を挙げ  
ておるといふことは順調な発展振りと  
いふふうに見えております。

○木村福八郎君 この全国信用組合連  
合会というのはいくらどの組合で作  
つて参加しておるのですか。

○説明員(飯田良一君) 現在会員数二  
百五十余でございます。

○木村福八郎君 全国信用組合連合会  
としてこれは成功だということですか。

○説明員(飯田良一君) 設立の基礎は  
固まりましてはほぼ安定した状態に達す  
るまでには、例えば会員数から申しま  
しても約全組合の半数程度でございま  
してまだその過渡期にあるという状態  
であります。まだ設立の後の現在まで  
の短時日における進展ぶりその他から  
見て、今後更に会員の増加、資金量の  
増加、そういうものを見込みます場合  
におきましては順調と申上げたのであ  
ります。現状のままでとどまつた場合  
にそれは多分に不足なものがある、併  
しそれは設立から今までの経過その他  
から見て現状においてこの程度である  
ならば、将来会員の増加、出資の増  
加、資金量の増加その他から見まして  
十分所期の目的を達し得る状態にあ  
る、そういうことをいえると思ひます。

○木村福八郎君 私は反対のことを聞  
いておるのですが、創立以来成績がよ  
くない、それで預金も余り集まらな  
い、運営は行詰りの状態にある。その  
原因がどこにあるかは検討しなければ  
ならないと思ふのですが、その認識に  
ついて根本的に違ふものですか、それ  
もつとこれについて検討してみたいと  
思ふのです。金融課長は成績がよろし  
いと言われるのですが……私はよろし  
いと聞いておらないのです。それで行  
詰り状態にあるというのです。まるで  
反対なわけですか。その原因としては創  
立後日が浅いとか、又先ほど金融課長  
が言われたような点もあると思ふので  
すが、私どもの聞いておるところでは  
全国一本であるというところに相当問  
題があるのじやないか、ですからプロ  
ック別に、これを行政プロックとい  
ふに分けたらいいのじやないかとい  
う意見も我々聞いておるわけなので  
す。従つてこの点は根本認識が違ひま  
すから、私は成績がいいか悪いかをも  
つと根本的に調査してみます。そうし  
て又御質問をしたいと思ひます。

○油井賢太郎君 ちよつと関連して、  
今木村委員のお話の連合会が一本でな  
ければならないような工合に私は解釈  
してないのですが、これは複数になつ  
てもかまわないでしよう。

○説明員(飯田良一君) 法律的には複  
数の連合会の設立も可能でございま  
す。

○吉田法晴君 関連しまして、法律的  
には可能だという御答弁でございま  
すが、これを協同組合式に全国的にま  
め上げ或いは助長して行くか、或いは  
そうでない方法をとるかということに  
おいて違ふと思ふのでありますが、方

針或いは望ましい方向としてはどうい  
う工合に考えられるのでありますか。  
例えば農業協同組合とかその他協同組  
合の他の例を考えますならば、全国に  
一つの連合会があつてあと各地の協同  
組合が直結するといふよりも、むしろ  
たとえば各県内にしましてはたくさん  
の協同組合ができて行つて、そうして  
それが県においてまとまり、或いは全  
国においてまとまりといふことの方が  
強くなるのではないかと考えられる  
し、そういう意味において府県別とい  
うか或いはブロック別というか、でき  
る方が望ましいのではないかといい  
てを考へるのですがその点は如何でし  
ようか。

○説明員(飯田良一君) その点は二つ  
に分けて考えて見なければならぬとい  
ふ存ずるのであります。現在の状態にお  
きまして全国で組合数約六百ございま  
して、各県ごと或いはブロックごとに  
この分布状態を見ました場合には、そ  
のブロック或いは県内に存在する組合  
というものは非常に数が限られておる  
のでございまして、御承知のように農業  
協同組合におきましては県ごとに連合  
会が置かれておるのでありますが、全  
国の組合数は信用事業を営むものが約  
一万三千ございまして、従いまして各  
県における組合数も相当な多数に上つ  
ておるのでございまして、これが県ご  
とにブロックを作りそれが全国的にま  
まるといふ態勢をとつておることは御  
承知の通りでございまして、それから信  
用組合の場合におきましては、丁度農  
業協同組合の一乃至二県分に相当する  
程度の組合数が全国に現在あるのでご  
ざいます。これがブロックごとに連合  
会を結成するということは、その連合

会自身が健全なる運営を行なつて行く  
基礎を未だ欠くものといふふうにお考  
へておるのでございまして、むしろ地方  
な差といふよりもこれを全国一本にま  
とめて強力な中央機関を作り基礎を強  
固にする、或いは日本銀行と直結す  
る、又はその他の方途をとるのが現状  
においては最善の考へ方ではなからう  
かと思つております。

御質問を二つに分けて、第二番  
目の問題として、仮に然らば信用協同  
組合が全国に数千或いは万という単位  
の組合ができました場合を予想いたし  
ますと、この状態におきましては、或  
いは或るブロック或いは小さくして県  
といふものの連合会、或いはその中央  
機関、更に全国的中央機関という組織  
もむしろ望ましい状況も起つて来ると  
思ひます。現状及び今後協同組合的な  
ものがどういふふうな数になり、どう  
いう発展を示すかといふことによつて  
おのずから結論は違つて参ると思ひま  
すが、取りあへず現状について申し上げ  
ますならば、六百の組合という場合に  
おける連合会は、先ほど申し上げまし  
たような意味から全国一本の形が望ま  
しい、かように存ずるのであります。

○吉田法晴君 そうしますと、現状に  
おいては全国一本統合し、そうして設  
立資金と申しますか中央から資金的な  
結び付きを作ることが発展上望ましい  
のだといふことで、その点についての  
金庫の連合会の構想は承認ができるの  
であります、例えばこの信用金庫法  
案のように或る一定水準以上の資格を  
持つておるものは金庫に直す、併しそ  
うでないものは地方庁の認可に委せて  
むしろその存立の基礎が弱くなる、或  
いは発展が阻止されるのではないかと

考へられるのでありますが、上からの  
方の強化という点は納得が行くとして  
も、こういう二つに切つて而も中央か  
らの連絡もなくして放り出される地方  
の信用協同組合といふものの弱体化を  
考へるならば、全国的な信用協同組合  
の発展といふことについてはむしろ逆  
に行くのではないかといいことが考へ  
られますが、当局としてどういふ工合  
に考へられますか。お伺いをしたいと  
思ひます。

○説明員(飯田良一君) 信用金庫にし  
ない信用協同組合の将来がどうなる見  
込であるか、かようなお尋ねと拜承し  
ますが……。

○吉田法晴君 信用協同組合だけでな  
しに協同組合によるこうした信用機  
関、金融機関といふものを育てるとい  
う点から考へるならば、金庫になつた  
もの、そしてそれが連合会を作つて中  
央に結ぶといふその点は強くなるかも  
知れませんが、今後残された信用  
協同組合といふものはむしろ発展の方  
向が阻止されるのではないかと。そうす  
ると全体からいふならば、今お話のよ  
うな全国的な規模において信用協同機  
関が発展するといふ点からいふとむしろ  
逆に行くのではないかと、金庫になつ  
たものは強固になり、或いはそういう  
意味において発展するかも知れませんが  
としての信用協同組合運動といふもの  
は発展が阻止されはせんか、こういう  
点についてのお見通しを伺ひたい。

○説明員(飯田良一君) 先ほど木村代  
議士から木村委員にお答えがあつたよ  
うでございしますが、事業者その他の団  
体の構成員その他が自主的な判断並び  
に組織によりまして信用協同組合を結

成するという機運は、ますます高まり且つ発展すると思われるのでありまして、信用協同組合の設立ということによりまして、実質上先ほど木村委員のお話の事業協同組合の信用事業兼営と同じ効果が発せられるという見地等から考えまして、非常に発達が期待されると思うのであります。而もこの運営は自主的であるという面から、協同組合の本来の姿がますますその形態によつて伸びて行くということが考えられるのであります。ただ将来どこまで発展するかは中小企業者みずからの努力によるのであります。その努力がいたされずならば非常に好結果が期待されるというふうに存じております。なお全国的なその結果その他についてやはり連合会のことを御質問になつておるものと思ふのであります。が、この点につきましては今後予想せられる信用協同組合の基礎となる基盤その他についていろいろなタイプがあるろうと思ふのであります。現に各地にその發生の機運にありますいわゆる俗稱労働金庫というような労働組合を中心としてまとまつておりますところの信用組合、そういうものはそういうふうなタイプによりまして或いは全国的にまとまることもありましようし、或いはそういう全国的に縦にまとまるというのではなくて、むしろ横にいろいろの異種の協同組合が県ごとに連合会を作るというタイプもありましようし、いろいろのタイプが予想されるのであります。が、そういう形によりましてやはりその協同組合としての力をまとめるという途は協同組合による連合会ということによつて十分に行い得る、かように考えております。

○吉田法晴君 今の答弁の中の労働金庫の問題は、問題が別になると思ひますし、これと関連して論議することは本質的に違ふと思うのですが、金庫に直接信用協同組合の中からいけば一定の基準で以てふるみ分けて、いいものだけ金庫にする、而もそれが連合会を作つてそれについては政府資金なり或いは日銀の別枠等も考慮するというところになりますならば、それが強化される発展するということになるのであります。が、その他の金庫にならなかつたか、或いはなり得なかつた信用協同組合というものは、いわばそういう強みというものがなくなつて、今後の運命というものが相当これは弱体化され、発展の余地というものが法上においてはなにか、それは成るほど法上においては勝手に作り得ると、こういうことになりまふけれども、先ほどは金庫という名前、或いは大蔵大臣の免許、それから知事等の認可ということ一般大衆に與える影響の違いというものは、あるいはいろいろお話し出ておりましたが、そのほかに全国的な繋がり、或いは政府資金或いは日銀別枠に繋がらないで放り出された協同組合というものは、これはその発展が事実上は阻止されるのではないかと、そうして全体として信用協同組合の発展についてはその面からするマイナスが出て来るのではないかと、そういうことを想像するのですが、その点がどうかということが多少お見込と私どもの心配しております点とは違つておるようですが、金庫にならなかつたものにしてもどういふ点の強みがあるか、その点承りたいと思ひます。

○説明員(飯田良一君) その点につきましてはお話しするに、いろいろ形の組合の現狀を申し上げた方がよろしいかと思ひますので申し上げます。現在同じく信用協同組合という制度で成立つております組合の中で、例えば職域の組合、同一職場に基礎を置く勤労者の組合でありまふが、そういう組合は現在におきましても組合員のみの預金の受入をやつておるのであります。即ち一般大衆からの預金は現在でもやつておらないのであります。が非常に成績を挙げておる組合がすばらしいです。かような組合はそのまま信用協同組合として今後と同じような歩みを続けることができると思ひます。又同業者即ち魚市場とか或いはその他の同一なる業種によりまして組合を結成しておるという形のものがあつて、これも組合員の預金を中心に金融を営んでおるのであります。が、勿論非常に大きな発展は望めませんが中規模の健全な組合として現在におきても存立しておるのであります。かような意味合におきまして、同業者の強み、或いは同一職場に勤務するといふ強み、そういう組織的な力による強みといふものはむしろ信用協同組合の組織によつて十分發揮できるものであります。強みは、どういふところにあるかといふお尋ねでございます。と、むしろそういう強みは現在におきても十分存置しておるのであります。すなわち、今後その力といふものがますます伸びるということによつて決して將來悲観すべきものであるといふふうな見通しは持つておりません。

○吉田法晴君 そうしますと、今の従来の信用協同組合の中の性質的な分類として、職域によるもの、同業者によるもの、それからその他は地域ということになると思うのですが、職域にありまふものについては先ほどの労働金庫等の構想も別にあるかと思ふので、これについては別に伺わなければならぬと思ふのですが、或いは同業者の場合にそれが同業者によつて構成せられが故に強みを持つておる、その組織上の強みは認めるのであります。が、それが全体的に繋がつて或いは政府資金その他との繋がつていふものがないならば、これに於ける弱点を残すということとは考えられるのですが、そういう組織の面ではなくて、或いは運用と申します。か、政府資金その他に繋がります強みをつけて参る方法について、それから今の御答弁によりまして地域につくられた信用協同組合については、これは殆んど信用金庫に変わるだらうといふお言葉のように察するのであります。が、実際の地域にありまふ協同組合が殆んど全部金庫に変わらぬ実情にありまふかどうか、その点を伺ひたい。

○説明員(飯田良一君) 現在あります信用協同組合が信用金庫に変わる可能性については、特に出資金による適合の状況について水田代議士からすでにお話があつたのであります。が、殆んど現存の信用協同組合は、特に地域によりまして、出資金の状況におきまして、転換の十分な可能性を持つておるものと存じております。従ひまして地域によりまして而も信用金庫になり得ないといふ組合、勿論これは非常に内容の悪いといふものは別でありまふけれども、健全経営を営んでおる組合につきましては出資金の額からいひましても十分な適合性を備えておる状態でありまふ。

○吉田法晴君 先ほど水田代議士のお話によりまして百乃至三百という数字まではお示しになつたのであります。が、頂きました資料によると五百七十二という数字が挙げられておりまして、それが四月末まで云々といふことで大体金庫に移るだらうといふお話でありまふが、この實際に資金の足りませんものについてどういふ調達方法をとつておるのかわかりませんが、その五百七十二の大部分が心配なしに金庫に移るだらう、こういう御答弁のようによつておるもので三十九だけは残つております。その三十九は職域或いは業種別のものであつて心配すべきものではない、こういう只今の御答弁になるかと思ふのであります。が、その辺についてはこれはもう無理をしないでも殆んど心配なしに全部移るものと了解していいのであります。か、重ねて伺ひたい。

○説明員(飯田良一君) 無理という意味がよくわからないのであります。が、努力をすれば、いわゆる無理といふのがどういふ意味かわかりませんが、努力をすればといふ意味であるとすれば若干の努力によつて十分その点に到達できるというふうと思つております。

○吉田法晴君 そうすると、若干の無理と申しましたのは結局出資金による点がある一番問題になつておるわけですが、自己資金によつて出資金を増加させ、そうしてすべてのものが全部金庫に移り得るといふ実情にあるかどうかといふことです。

○説明員(飯田良一君) 出資金の増加につきましては、從來とか信用協同

組合におきまして、従来から努力が割合に欠けておつた面なのでございまして、曾て申上げました昭和九年、十年、十一年あたり平均をとつてみますと、市街地信用組合におきまして十六万三千円の出資金を保有しておつたのでございまして、一組合平均でありまして、かようにいたしますと、現状の物価に合せますと約五千万という自己資金を持つておつたという状況になるのでございまして、これが組合の若し同じ状態とすれば現在それぐらい持たなければならぬ平均であろうと存するのでございまして、いろ／＼の経済情勢その他の変動を考へてみますと、かような平均の基準まで最低限を規定するという事は勿論困難なことであります。信用金庫法の本文にありまして、一千万、五百万、或いは経過規定にありまして数字というものは、かような意味合においていやくも健全に金融事業を営む上においても、最低限度の基礎をなすものと考えるのであります。一方先ほど申上げましたような意味合から努力によつて十分に到達し得る限度であらうと、かように存じておるのであります。

○吉田法晴君 提案者にお尋ねをいたしたいのでありますが、提案者と木村さんとの応答を聞いておりますと、先ほど金庫の本質について協同組合的なものが本質であるか、或いは銀行的なものが本質であるかといったような点について、御答弁の前後矛盾をしておるような点もあつたように私も聞いたのであります。説明者の言われまますように本質において協同組合の本質を失ふものではないのだということになりますと、免許基準を設けて法規裁

量に直した過去の国会の決議というものがどうして今度の金庫法に入れられなかつたかということについては、私も納得の行かん点なものであります。成るほど運営の面においてそういう点十分円滑を期したいというお話でございしましたが、これは提案者としてはそういう今後の運営に待つております。信用協同組合の場合には免許基準というものが生きるわけでありまして、金庫の場合には出資金の問題のほかについては結局大蔵省の自由裁量に任せられる、恐らくこういふものであるという程度にとどまりましてその間に恣意或いは専断の行われ得る余地もあるわけですね。そういう免許基準をこしらえて法規裁量にしなければならぬ理由、それからこの点について改正の意図ありや否やということについてお尋ねをいたしたい。

○衆議院議員(水田三喜男君) そこで最初の提案者の意図についてちよつと申上げたいと思いますが、今まで信用協同組合を作ろうとしてなか／＼政府が許可しなかつた、こういう問題が出てどうしてもここで信用協同組合の設立はもつと活発にやらせる方が中小企業金融にはいいんだということから、私も前は前に法規裁量の規定を実際に作つたわけでございますが、ここにやはり問題が出て参りますが、純然たる協同組合主義による金融機関というのには、お互いの預金を取つてお互いの困るときに貸し合う、こういう精神で置くのならばこれは本当に一定の基準を置けばあとは法規裁量でかまわんと思ふのですが、そうじゃなくて員外貯金を取扱う、そうして員外貸付もすると

いうことになりますと、問題が變つて来まして、第三者からど／＼貯金の金を預つてゐる以上は、それをでたらめに貸付けて内容を悪くするということも最後には預金者に迷惑をかけることであつて、これは相当銀行を監督するのと同じ程度の監督をやらなければいけない。たま／＼そこに現存の信用組合の中にもいろ／＼問題が起つて来まして預金者にたくさん迷惑をかけた組合がすでに出て来ておる。一つは組合の取付けというふうなことによつて全国のいろ／＼な金融機関に波及する問題も考えられるような状態が最近随分出て来ましたために、一般の預金をとつてやるという組合について、そう簡単に資本金いくら、それだけ備えて来たらまあ許可せよということ政府がば／＼許可してしまふということについては、やはり非常に我々としては考えなきやならぬという問題が最近出ておりますので、ちよつとこの機会に、今いつたように成るだけ員外

といふものについて考慮するとすれば、あとからできる組合についてはあの国会でできた法規裁量の精神をどうどん活かして、發展させて、監督を自由にする代りに、員外貯金を扱つてゐる金融機関となる信用金庫につきましては、これはやはり運用の面でこの国会のきめた精神は十分汲んでやつて頂く。まあこれは無條件でなくともいい。相当内容の悪い点を大蔵省があと一年半も経過期間がありますからその間に指導して、健全な金庫にしてやる方がいいのだというふうな考えを我々は持つようになりまして、これについては免許という形で行つてもいいのだ、そうかと言つて五つか、六つ免許してあとは皆しないというのじやなくて、大体において指導すれば全部生きているという見通しを持つておりましたので、この点にはこだわらないでこの法案を作つたというわけでございます。で、實際的にはそれで差支ないと思ひます。

○吉田法晴君 今の御答弁は、先ほどの政府委員のかたの、實際には出資金のほかは殆んど問題にしないで法規裁量と固じように運営をして行くだろう、或いはそうして行きたいという御答弁とは話が違つておりますし、それから先ほどからの信用協同組合と本質は違わぬのだ、こういう御答弁とは違つて、免許にすることによつて信用協同組合とは員外貸付という問題をめぐつて本質的に違つたものをこしらへ上げて、違つたものを免許するのだという御精神のようになり承るもので、その辺は今までの御説明と違つておるようには思ふのですが、そういう工合に了解してかまいませんか。

○衆議院議員(水田三喜男君) 今話しましたことが大体この信用金庫を作るときに我々の考へてございましたが、これが實際にやり出してみますと員外貯金の問題で衆議院の中ではいろいろ問題がございまして、あとからできる組合についても無制限に員外貯金ができるのだということにしてこの金庫法を作りましたので、そうなつて来ますと金庫法を作つた意味というものが、最初にこの衆議院の方で立案したときと大分變つて来ましてこの点では非常に申訳ないのですが、衆議院としては不徹底な案をきめてこちらの審議をお願いするということになつたのでございまして、私としましては信

用金庫はそういうふうに行くが、将来できる協同組合による金融機関というものについてはここでやはり法律上の区別をして、そうして組合と信用金庫をはつきり法律上分けて頂きたい、こういう考へでおる次第でございます。

併しいずれにしろ信用金庫は協同組合という性格においては間違ひございせんが、この性格を区別するとしてたから、一般の預金を取扱つて一般に貸せるといふ金融機関であるので、非常にそこに公共性の問題が強く出て来ますので、これに即応した取締その他をやる必要がある。そういう意味で金庫を作る理由というものが實際にあるので、そうでない信用協同組合についてはこれはもう協同組合主義の本質から見まして、政府がもう干渉したり強い監督をしたりするのではなくして自主的にやらすべき組合だと思つておりますので、そこで一つはつきり区別するのが本當だと思つておりますが、我々の方で区別しない不完全な法案をきめてしまつたというふうな考へております。

○吉田法晴君 衆議院から出て参りました案と、それからその中に書いておる精神と、それから水田個人というふうな御意見が出て参つておられまして戸惑うわけでありまして、少くとも衆議院案として出て参りましたものについては、この金庫以外の信用協同組合については、員外預金も取扱ふことについて問題にすべきことだ、こういうお話、暗示はこれは出ております。提案の中には含まれない御意見だと思ふのですがそれはとにかくとして、信用協同組合とそれから金庫との間における差というものが、少くとも水田さ

おることは明らかでありますが、例えば今後一年半たつてから新しく信用協同組合であるものが信用金庫になりたいというときにはどういう途が開かれておるか、その点については何らの規定がないわけですが、どういう工合に考えられているか。

○衆議院議員(水田三喜男君) これは規定がなくはございませんで、あとからできる組合は従来の法律でできるといふことになっております。

○吉田法晴君 あとからできるものが協同組合として作り得るとは書いてあります。ところが一年半たつてから協同組合であるものが金庫になる規定というものはないように考えますが、その点はどういう工合に考えられておりますか。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点については特別の経過措置を講じてありませんが、それは信用金庫法自体に規定してあります條件を備えておらなければならぬと、こういうことであります。従いましてそれを逆の言葉で申し上げます、例えば信用金庫法案の五條の要点を備えておればなれる

と、こういうわけでございます。

○清澤俊英君 この提案理由説明書のしまいの方に、信用協同組合のうちに確かなものについては信用金庫に転換せしめる、こうなつておる。「他方、転換しないものの監督について所要の改正を加えることが必要となつたのであります」というと、信用組合の方の監督はこれを適用して使うことになるのですか。今の金庫法の取締は、直ちに今まである信用組合の転換しないも

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点はそういうふうでございませんで、先ほどのお話は金庫になる場合にもどうかというお話でございましたから、金庫になるものにつきましては信用金庫法の規定が働いておる。併しなから金庫になれなくて組合になつて行

くというものにつぎましては、従来の中小企業等協同組合法の規定が働く。  
○清澤俊英君　ちよつと今の残る、この説明がそういうふうになっています

か、これはどこを指したことになるのか。でしょう。「他方転換しないものの監督について所要の改正を加えることが必要となつたのであります」というのが提案理由の説明なんです。

○衆議院法制局参事(三浦義男君) その点につきましては今度は信用金庫法

施行法の第一條に、協同組合による金融事業に関する法律の改正をいたしまして、従来大蔵大臣が免許をいたしておりましたのを地方庁の認可、こういうことに改めたといしまして、それを言つておるわけであります。

○吉田法晴君 提案者にお尋ねをいたしますが、そうしますと、金庫になる

場合の基準については、出資金のほんが実際の基準というものはありませんが、実際には殆んどない、こういう工合に了解してかまいませんるか。

○衆議院議員(水田三喜男君) これは大体今述べられた通りでございます。で、そのほかに先ほど申しましたように、特別な大きい欠損があるとか何とかというものについては相当の指導を待つて、それが健全に立直つてから免許するというような問題があらうかと

○油井賢太郎君　これは政府の説明員に一応参考に聞きたいのですが、今までの協同組合において組合員のいわゆる預金というようなものについては、どの程度金額に上つておるのか、或いはその制限一杯まで来ているものであるか。更に又第二点としては公共

団体であるとか、そういったような方面の預金というものは相当あつたかどうかということをちよつと説明願ひたいのです。

○説明員(飯田良一君) 只今の全国の信用組合の状況を見ますと、員外貯金と組合員の貯金との割合は大体半々という程度でございます。

○油井賢太郎君 それから第二点の公共企業体とか、そういった方面からの預金はあつたかどうか。

○説明員(飯田真一君) その大体五〇%、五〇%に分れるうち、これは推定でございますがその又半分ぐらいが一般の法人的なものでございまして、その更に何%かはちよつと統計上出ておりませんのでございますが、それほどパーセンテージは多くないものと考えます。

○油井賢太郎君　そうしますと、組合員外の預金というのは、五〇％あるといふのは相当大きな問題になるのですね。つまり信用金庫に移行できる方はいなければ、移行できなかつた方が若し五〇％も組合員外の預金やなんかがあるとすれば、今度の改正によつてそういうところを皆断らなくてはならないという事態が出ると思うのですが、その点は。

○説明員（飯田良一君）　今申上げまし

ございます。大体組合員外の第三者が、預金をいたすということは、その組合の信用度が大きければ大きいほど割合が多くなるということはむしろ常識的に推測されるところであります。而もその員外預金のうち、半分以上のものは組合員の家族の預金というものが占

めておるのでございまして、組合員の家族以外の純然たる第三者というものは相当パーセンテージは低いわけでございます。即ち組合員外よりの預金の

半分よりも低いという程度になつております。従いまして家族預金を仮に認めることいたしますと排除しなければならぬ員外預金というもののウェイトは非常に低くなつて来る。而も今申上げましたように、基礎の割合に小さな組合というものは、員外預金のパー

センチージが全国平均より更に下ると  
いうことは当然でございます。従いま  
してそういう組合に對しまして、いわ  
ば今後純然たる組合員外よりの受入と  
いうものは恐らく一〇％から二〇％の  
間、全預金の一割乃至二割程度のもの  
にしか過ぎないとかように見込まれて  
おります。

○油井賢太郎君 では一つ資料を出して頂きたいのですが、今後信用金庫に移行できそうもない見込の組合における員外預金の内容、先ほどあなたのお話にあった家族預金或いはその他の預金、それから組合員の預金、そういったような工合に分けて御提出を願いたいと思います。

○衆議院議員(水田三喜男君) 今の油井さんのお話ですが、大体先ほど話しましたように、この出資金の基準如何

員外預金は全然取つていないという状態ですので、その点は……。

○油井賢太郎君　なければいけないという資料でいいです。

○衆議院議員（水田三喜男君）　ないと

いう資料ですね。

○説明員（飯田良一君）　統計がやや資

料が古くなるかも知れませんが、及ぶ限りの計数をとりまして御提出いたします。

○森八三一君 先刻の提案者の御説明

によりまして、当初本法を構想せられたときの意図は十分わかりましたが、ここに具体的に現われておりまする條章から考えまして、既設の信用協同組合は施行法の三條の手続をとらなければならぬという規定ではなくて、手続をとりますれば信用金庫に移り得ると

いう規定と存じます。その場合は信用金庫に移りました場合と、従前の信用協同組合で現存しておつた場合と、事業上実質的にどのような変革がございますか、お伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(水田三喜男君) これは実際のには余り変わりありません。(笑)

（声）この会員ののためにする内国爲替取引というように、会員ののためにする有価証券、貴金屬その他の物品の保護取扱というような程度の業務がふえるというだけで、実際にはそう大きな変化はないのでございますが、提案理由にも述べましたように、金融機関という特別なものを律するのに、一般の事業協同組合を律するのと同じ一つ法律で律するという無理が実際にございますので、そういう点を排除しようと

2 資本の金額五千万円以上の株式

ことができない。

(受益証券)

第五條 証券投資信託の受益権は、均等に分割し、その分割された受益権は、受益証券をもつて表示しなければならない。

2 証券投資信託の分割された受益権の譲渡及び行使は、記名式の受益証券をもつて表示されるものを除く外、受益証券をもつてしなければならない。

3 証券投資信託の受益者は、信託の元本の償還及び収益の分配に關して、受益権の口数に應じて均等の権利を有するものとする。

4 受益証券は、無記名式とする。但し、受益者の請求により記名式とすることができる。

5 記名式の受益証券は、受益者の請求により無記名式とすることができる。

6 受益証券は、左に掲げる事項及び番号を記載し、取締役がこれに署名したものでなければならぬ。

一 委託者及び受託者の商号

二 信託契約締結当初の信託の元本の額及び受益権の総口数

三 信託契約期間

四 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所

五 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期

第二章 委託会社の登録

(登録の申請)

第六條 委託会社となろうとする会社は、左に掲げる事項を記載した

登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならない。

一 商号及び資本の金額

二 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

三 取締役の氏名

2 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 会社登記簿の謄本

三 取締役の履歴書、戸籍抄本又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十條第一項に規定する証明書及びその者が第九條第一項第四号イからホまでに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(登録)

第七條 証券取引委員会は、前條第一項の規定による登録の申請があつた場合においては、第九條第一項又は第二項の規定により登録を拒否する場合を除く外、登録申請書を受領した日から三十日以内に、登録原簿に左に掲げる事項を登録しなければならない。

一 商号及び資本の金額

二 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

三 取締役の氏名

四 登録年月日

証券取引委員会は、前項の規定による登録をした場合において、遅滞なくその旨及び登録年月日を書面をもつて当該登録申請者に通知しなければならない。

第八條 前條第二項の規定による通知を受けた者は、その通知を受けた日から三十日以内に、三千円の登録手数料を納めなければならない。

2 前項の登録手数料は、手数料の金額に相当する額の収入印紙を貼つた登録手数料の納付書を証券取引委員会に提出して納めるものとする。

3 登録申請者は、登録手数料を納めた後でなければ、信託契約を締結してはならない。

4 証券取引委員会は、第一項に規定する期間内に登録手数料を納めない者については、その者に通知して審問を行つた後、その登録を取り消すことができる。

5 証券取引委員会は、前項の規定により登録を取り消した場合においては、遅滞なくその旨をその者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第九條 証券取引委員会は、第六條第一項の規定による登録の申請があつた場合において、登録申請者が左の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、当該登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

一 資本の金額が五千万円以上の株式会社でない者

二 この法律又は証券取引法の規定により罰金の刑を処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

三 不正の手段により登録を受け、第二十二條第一項第二号若しくは第四号の規定によりその登録を取り消され、又は証券取引法第三十九條第二項、第四十條第三項、第五十七條第一項若しくは第五十九條の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの会社

四 取締役のうちに左のイからホまでの一に該当する者のある会社

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 禁こ以上の刑又はこの法律若しくは証券取引法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

ハ 証券取引法第三十九條第二項、第四十條第三項、第五十七條第一項、第五十九條第一項又は第五十九條の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過するまでの者

ニ 委託会社が第二十二條第一項第一号の規定により登録を取り消された場合又は証券業者である会社が証券取引法第三十九條第二項、第四十條第三項、第五十七條第一項若しくは第五十九條の規定により登録を取り消された場合において、取消があつた日以前三十日以内に当該会社の取締役又は業務執行社員であつた者で、取消の日から五年を経過するまでのもの

ホ 第二十三條第一項第二号又は証券取引法第五十九條の規定により解任を命ぜられた役員で当該処分があつた日から五年を経過するまでのもの

2 証券取引委員会は、前項の規定に該当する場合の外、登録申請者が信託契約に關する業務以外の業務を現に営み、又は営もうとする会社である場合において、当該信託契約に關する業務以外の業務を兼ねて営むことが公益又は投資者保護のため適当でないと認めるときは、当該登録申請者に通知して審問を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

3 証券取引委員会は、前二項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なくその旨及びその理由を書面をもつて当該登録申請者に通知しなければならない。

(変更届出)

第十條 委託会社は、第七條第一項第一号から第三号までに掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその変更した事項を記載した変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

2 前項の変更届出書には、当該変更が本店及び支店以外の営業所の名称又は所在の場所に係るものである場合を除く外、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該変更を証する書面

二 当該変更が新たに就任した取締役に係るものである場合には、当該取締役に係る第六條第二項第三号に掲げる書類

(登録のまつ消)

第十一條 証券取引委員会は、委託会社が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、遅滞なく当該委託会社の登録をまつ消しなければならぬ。但し、第二号又は第三号の規定に該当する場合においては、第二項の規定による届出があつた場合を除く外、あらかじめ当該委託会社の代表者又は代表者であつた者に通知して審問を行わなければならない。

- 一 第八條第四項又は第二十二條第一項の規定により委託会社の登録を取り消されたとき。
- 二 解散したとき。
- 三 証券投資信託の委託者としての業務を廃止したとき。
- 四 委託会社が前項第二号又は第三号の規定に該当することとなつた場合においては、当該委託会社の代表者又は代表者であつた者は、遅滞なくその旨を証券取引委員会に届け出なければならない。

第三章 委託会社の業務

(信託契約の締結)

第十二條 委託会社は、信託契約を締結するには、あらかじめ証券取引委員会の承認を受けた証券投資信託約款(以下「信託約款」という。)に基かなければならぬ。

- 一 委託者及び受託者
- 二 委託者及び受託者としての業務に関する事項
- 三 信託の元本の額に関する事項
- 四 受益証券に関する事項
- 五 信託の元本及び収益の管理及

運用に関する事項

六 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項

- 七 信託契約期間、その延長及び信託契約期間中の解約に関する事項
- 八 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項
- 九 信託約款の変更に関する事項
- 十 その他証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定める事項

(信託約款の承認)

第十三條 委託会社は、前條第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に信託約款を記載した書類を添えて、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

- 一 証券取引委員会は、前項の規定による承認の申請があつた場合においては、第三項の規定により承認を拒否する場合を除く外、承認申請書を受理した日から三十日以内に、その承認をしなければならない。
- 二 証券取引委員会は、第一項の規定による承認の申請があつた場合において、信託約款の内容が法令に違反し、若しくは公益若しくは投資者保護のため適当でないとき、又は信託約款に記載した書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、当該委託会社に通知して審問を行つた後、その承認を拒否しなければならない。

た後、その承認を拒否しなければならない。

十四條 委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、その変更しようとする事項について証券取引委員会の承認を受けなければならない。

- 一 前條の規定は、前項の規定による変更の承認の場合に準用する。
- 二 前項において「有価証券の引出」とは、有価証券の売出し(証券取引法第二條第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下同じ。)の目的をもつて当該有価証券を取得し、又は有価証券の募集(同條第三項に規定する有価証券の募集をいう。若しくは有価証券の売出しに際して他に当該有価証券を取得する者がいない場合にその残部を取得する契約をすることをいう。)

(信託契約の解約の承認)

第十五條 委託会社は、信託契約を解約しようとするときは、証券取引委員会の承認を受けなければならない。

- 一 証券取引委員会は、当該信託契約の解約が信託約款に違反し、又は公益若しくは投資者保護のため適当でないとき、又は当該委託会社に通知して審問を行つた後、その承認を拒否しなければならない。
- 二 第十三條第一項、第二項及び第四項の規定は、第一項の規定による解約の場合に準用する。

る解約の承認の場合に準用する。

- 一 自己又はその取締役若しくは主要株主(自己又は他人(仮設人を含む。))の名義をもつて発行

(有価証券の引受等の指図の禁止)

第十六條 委託会社は、証券投資信託の信託財産(以下「信託財産」という。)をもつてする有価証券の引受又は信託財産として有する金銭の貸付を当該信託の受託者である会社(以下「受託会社」という。)に指図してはならない。

- 一 前項において「有価証券の引出」とは、有価証券の売出し(証券取引法第二條第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下同じ。)の目的をもつて当該有価証券を取得し、又は有価証券の募集(同條第三項に規定する有価証券の募集をいう。若しくは有価証券の売出しに際して他に当該有価証券を取得する者がいない場合にその残部を取得する契約をすることをいう。)

(委託会社の有価証券の取得等の指図の制限)

第十七條 委託会社は、受託会社に對し左に掲げる行為の指図をしてはならない。但し、有価証券市場(証券取引法第二條第十二項に規定する有価証券市場をいう。)を通じて当該行為をすべき旨の指図をする場合においては、この限りでない。

- 一 自己又はその取締役若しくは主要株主(自己又は他人(仮設人を含む。))の名義をもつて発行

済株式の総数の百分の十以上の株式を有する株主をいう。が有する有価証券を信託財産をもつて取得すること。

- 一 信託財産として有する有価証券を前号に規定する者に対して売却し、又は貸し付けること。

(他業兼営の承認)

第十八條 委託会社は、新たに信託契約に関する業務以外の業務を営もうとするときは、証券取引委員会の承認を受けなければならない。

- 一 証券取引委員会は、委託会社が当該信託契約に関する業務以外の業務を兼ねて営むことが公益又は投資者保護のため適当でないとき、又は、当該委託会社に通知して審問を行つた後、その承認を拒否しなければならない。
- 二 第十三條第一項及び第四項の規定は、第一項の規定による承認の場合に準用する。この場合において、同條第一項中「信託約款」とあるのは、「その営もうとする業務の内容及びその業務を営もうとする理由」と読み替へるものとする。

(信託財産に関する報告書)

第十九條 委託会社は、信託契約を締結した日から六月ごとに、証券取引委員会規則で定める様式により当該期間内の当該信託契約に係る信託財産に関する報告書を作成し、当該期間が経過した日から二月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

- 一 委託会社は、信託契約が終了した場合においては、証券取引委員

会規則で定める様式により当該信託契約に係る信託財産に関する総計算書を作成し、当該信託契約が終了した日から二月以内に、これを証券取引委員会に提出しなければならない。

(信託財産等に関する帳簿書類)

第二十條 委託会社は、証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めて証券取引委員会規則で定めるところにより、信託財産その他その業務に関する帳簿書類を作成しなければならない。

2 委託会社は、信託財産に関する帳簿書類を当該信託契約の終了後五年間保存しなければならない。

3 証券投資信託の受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができる。

第四章 監督

(報告の徴取及び検査)

第二十一條 証券取引委員会は、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、委託会社若しくは受託会社から証券投資信託に関する資料若しくは報告書を徴し、又は当該職員として委託会社の信託財産その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により帳簿書類の検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による資料又は報

告書の徴取及び検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督上の処分)

第二十二條 証券取引委員会は、委託会社が左の各号の一に該当する場合においては、当該委託会社に対して審問を行つた後、その登録を取り消さなければならない。

一 第九條第一項第一号から第三号までの一に該当することとなつたとき。

二 登録当時第九條第一項第一号から第三号までの一に該当して

いたことを発見したとき。

三 第九條第一項第四号イからニまでの一に該当することとなつたとき。

四 登録当時第九條第一項第四号の規定に該当していたことを発見したとき。

2 証券取引委員会は、前項の規定により登録を取り消す場合において、当該委託会社に係る信託契約の存続が公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、当該委託会社に対し証券取引委員会があらかじめ当該信託契約に係る受託会社及び他の委託会社との同意を得た上、当該信託契約に関する業務をその同意を得た他の委託会社に引き継ぐことを命ずることができる。

3 証券取引委員会は、前項の規定により信託契約に関する業務の引継を命じた場合においては、遅滞なくその旨を受託会社及びその引継を受ける委託会社に通知しなければならない。

4 第九條第三項の規定は、第一項の規定による登録の取消をした場合に準用する。

第二十三條 証券取引委員会は、委託会社又はその取締役が左の各号の一に該当する場合においては、当該委託会社又は取締役に対して審問を行つた後、当該委託会社又は当該取締役の属する委託会社に対し、当該各号に掲げる処分をすることができ。

一 委託会社が法令若しくは信託契約に違反し、又はその業務の執行が適正を欠くため、現に存する信託契約に基く信託契約の継続が公益又は投資者保護のため適当でないときと認める場合においては、左に掲げる処分

イ 当該信託契約の解約を命ずること。

ロ 証券取引委員会があらかじめ当該信託契約に係る受託会社及び他の委託会社の同意を得た上、当該信託契約に関する業務をその同意を得た他の委託会社に引き継ぐことを命ずること。

ハ ロの場合を除く外、当該信託契約の変更を命ずること。

二 委託会社が法令若しくは信託契約に違反し、又はその取締役が法令に違反した場合においては、その違反行為をした取締役の解任を命ずること。

2 前條第三項の規定は、前項第一号ロの規定による処分をした場合に準用する。

3 第九條第三項の規定は、第一項の規定による処分をした場合に準

用する。

(公告の命令)

第二十四條 証券取引委員会は、左の各号の一に該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要且つ適当であると認めるときは、その指示するところに従い、当該委託会社に対し当該各号に掲げる事項の全部又は一部を新聞紙に掲載して公告すべき旨を命ずることができる。

一 第十四條第一項の規定による信託契約の変更の承認をした場合においては、当該変更の承認をした事項

二 第十九條第一項の規定による信託財産に関する報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書に掲載された事項

第五章 雑則

(私的独占禁止法の適用除外)

第二十五條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十一條第一項及び第二項の規定は、受託会社が信託財産をもつて株式を取得し、又は所有する場合においては適用しない。但し、当該受託会社が自ら当該株式をもつて議決権を行使する場合においては、この限りでない。

(信託契約の解約及び解約等の場合の公告)

第二十六條 委託会社又は受託会社が左の各号の一に該当する場合においては、委託会社(当該委託会社が合併に因り解散した場合)は、合併後存続する会社又は合併に因り設立した会社は遅滞なく

当該委託会社に係る信託契約を解約しなければならない。

一 委託会社が第二十二條第一項の規定により委託会社の登録を取り消されたとき。

二 委託会社が解散したとき。

三 委託会社が証券投資信託の委託者としての業務を廃止したとき。

四 受託会社が営業免許の取消その他の事由により信託会社又は信託業務を営む銀行でなくなつたとき。

2 前項の規定は、左の各号の一に該当する場合においては、適用しない。

一 委託会社が前項第一号の規定に該当する場合において、第二十二條第二項の規定による証券取引委員会の命令に従つて信託契約に関する業務の引継をしたとき。

二 委託会社が合併に因り解散した場合において、当該合併後存続する会社が委託会社であると

き。

三 委託会社が合併に因り解散した場合において、当該合併に因り設立した会社が設立後遅滞なく第六條第一項の規定による登録の申請をして当該登録を受け

たとき。

3 委託会社又は委託会社であつた会社は、信託契約が解約された場合又は信託契約に関する業務の引継を受けた場合においては、遅滞なくその旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して公

告しなければならない。

その行為をした委託会社又は委託会社であつた会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

虚偽の記載をして提出したとき。

第三十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百十一條第三項の次に次の一項を加える。

投資信託の受益証券の発行者が第一項の規定により提出する登録申請書に記載すべき事項は、同項の規定にかかわらず、第五條第四項第一号に掲げる事項、当該受益証券に係る信託財産の運用状況に関する事項及び第一項第七号に掲げる事項とし、これに添附すべき書類は、第三項の規定にかかわらず、投資信託約款及び証券取引委員会が公益又は投資者保護のため必要且つ適當であると認めて証券取引委員会規則で定めるその他の書類とする。

3 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項第二号及び第三項中「利息の配当」の下に「若しくは証券投資信託の収益の分配」を加える。

第四條第一項中「この法律の施行地において、信託の利益の支払をなす合同運用信託」を「合同運用信託又は証券投資信託の信託財産につき生ずる所得」に改める。

第七條に次の一項を加える。

この法律において証券投資信託とは、証券投資信託法第二條第一項に規定する証券投資信託をいう。

第九條第一項第二号中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配」に改め、「無記名株式の配当」の下に「又は無記名受益証券につき受ける収益の分配」を加える。

第十一條中「無記名の株式」の

下に「若しくは証券投資信託の受益証券」を加え、「利子又は配当」を「利子、配当又は収益」に改める。

第十五條の二中「百分の二十五」の下に「（証券投資信託の収益の分配に因る配当所得については、百分の十五）」を加え、「（当該金額が当該所得税額をこえる場合においては、当該所得税額に相当する金額）」を削り、同條に次の但書を加える。

但し、その控除すべき金額が当該所得税額をこえる場合においては、当該所得税額に相当する金額を控除するものとする。

第十七條中「配当所得のうち利息の配当」を「利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得」に、「並びに無記名株式の利息の配当」を「、無記名株式の利息の配当並びに無記名受益証券につき受ける収益の分配」に改める。

第十八條中「配当所得のうち利息の配当」を「利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得」に、「並びに無記名株式の利息の配当」を「、無記名株式の利息の配当並びに無記名受益証券につき受ける収益の分配」に改める。

第十九條中「合同運用信託」の下に「又は証券投資信託」を加える。

第三十七條中「配当所得のうち利息の配当」を「利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得」に改める。

第五十八條中「利子の支払」を「利子の支払又は収益の分配」に、「公債又は社債」を「公債若しくは社債又は証券投資信託の受益証券」に改める。

第五十九條第一項中「又は株式」を「、株式又は証券投資信託の受益証券」に、「利子又は配当」を「利子、配当又は収益」に改め、同條第二項中「利子又は配当」を「前項の利子、配当又は収益」に、「前項」を「同項」に改める。

第六十一條第一項第二号中「又は剰余金の分配」を「、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配」に改め、同條第二項中「合同運用信託」の下に「及び証券投資信託」を加える。

4 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條の六第一項中「内国法人から利益の配当又は剰余金の分配」を「内国法人から利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配」に、「申告書に当該利益の配当又は剰余金の分配」を「申告書に「当該利益の配当、剰余金の分配又は収益の分配」に、「当該利益の配当又は剰余金の分配」に、「当該利益の配当又は剰余金の分配に因り受けた金額（その元本たる株式又は出資」を「当該利益の配当若しくは剰余金の分配に因り受けた金額又は当該収益の分配に因り受けた金額の百分の六十に相当する金額（これらの元本たる株式、出資又は受益証券」に、「その利子の額を控除した金額」を「当該利益の配当若しくは剰余金

の分配に因り受けた金額から当該利子の額を控除した金額又は当該収益の分配に因り受けた金額から当該利子の額を控除した金額の百分の六十に相当する金額」に改める。

第十二條第二項中「合同運用信託」の下に「又は証券投資信託」を加える。

5 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九條第一項第三号中「受益者と委託者」を「証券投資信託法（昭和二十六年法律第 号）第二條第一項に規定する証券投資信託以外の信託で受益者と委託者」に改める。

6 富裕税法（昭和二十五年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「合同運用信託」の下に「及び証券投資信託法（昭和二十六年法律第 号）第二條第一項に規定する証券投資信託」を加える。

7 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「若しくは出資」を「、出資若しくは証券投資信託（証券投資信託法第二條第一項に規定する証券投資信託をいう。以下同じ。）の受益証券」に、「配当所得のうち利息の配当」を「利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得」に改め、同條第二項中「又は出資」を「、出資又は証券投資信託の受益証券」に改める。

券に、「又は利息の配当」を「、利息の配当又は収益」に改める。

五月十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、船主相互保険組合法の一部を改正する法律案  
一、外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案  
一、保険業法の一部を改正する法律案

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案  
船主相互保険組合法の一部を改正する法律案

船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第七項中「第二百三十九條第四項及び第二百四十條を「第二百三十九條第五項及び第二百四十條第二項」に、「及び第二百四十七條から第二百五十三條まで（株主総会の決議の取消）」を「第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及び第二百五十三條（株主総会の決議の取消又は無効）」に改める。

第二十條を次のように改める。

（商法の準用）  
第二十條 商法第九十三條及び第九十四條（発起人の責任）、第二百六十六條第四項（取締役の責任の免除）並びに第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役の責任を追求する訴）の規定は、組合の発起人に準用する。この場合において、商法第二百六十

七條第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と読み替へるものとす。

第三十條中第四五項及び第五項を次のように改める。

4 前項の場合において、同項の期間内に、正当の理由がないのに、理事が臨時總會招集の手続をしないときは、同項の組合員は、主務大臣の認可を受けて、臨時總會の招集をすることが出来る。

5 五分の一以上の組合員が臨時總會を招集する必要があると認める場合において理事がないときは、その組合員は、主務大臣の認可を受けて、臨時總會の招集をすることが出来る。

第三十二條第一項中「出席した組合員の」を「半数以上の組合員が出席し、その」に改める。

第三十四條を次のように改める。

(商法の準用)

第三十四條 商法第二百三十九條第四項及び第五項並びに第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権等)、第二百四十四條(株主總會の議事録)並びに第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及び第二百五十三條(株主總會の決議の取消又は無効)の規定は、總會に準用する。

この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保險組合法第三十二條第四項」と読み替へるものとする。第三十五條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 役員は、定款で定めるところに

より、總會において、解任することが出来る。

同條の次に次の二條を加える。

(業務の執行)

第三十五條の二 組合の業務の執行は、定款に特別の定めのある場合を除いて、理事の過半数で決する。

(組合の代表)

第三十五條の三 理事は各自組合を代表する。

2 組合は、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところ若しくは總會の決議により、組合を代表すべき理事を定め、若しくは数人の理事が共同して組合を代表すべきことを定め、又は定款で定めるところにより理事のうちから互選した者が組合を代表すべきことを定めることができる。

第三十七條を次のように改める。

(理事の自己契約等)

第三十七條 組合が理事と契約するときは、他の理事の過半数の承認を受けなければならない。この場合においては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八八條(自己契約の禁止)の規定は、適用しない。

2 組合と理事との訴訟については、總會の定める者が組合を代表する。

第四十條を次のように改める。

(商法等の準用)

十八條ノ三まで(取締役の責任を追及する訴)及び第二百六十九條(取締役の報酬)の規定は、理事及び監事に、民法第五十五條(代理権の委任)並びに商法第三十九條第二項(共同支配人に対する意思表示の効力)、第七十八條(代表社員の特権)、第二百五十四條ノ二(取締役の忠実義務)、第二百六十二條(表見代表取締役の行為についての責任)、第二百六十六條第一項及び第二項(取締役の連帯責任)、第二百六十六條ノ二(取締役の求償権)並びに第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定は、理事に、同法第二百七十四條及び第二百七十五條(監査役の監査権限等)並びに第二百六十七條及び第二百七十八條(監査役の責任)の規定は、監事に、同法第三十八條第一項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人の権限等)の規定は、参事に準用する。この場合において、商法第二百六十六條第一項第一号中「第二百九十九條第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配当ニ関スル議案」とあるのは「船主相互保險組合法第四十二條の規定に違反する剰余金処分案」と、同法第二百六十六條第一項第四号中「前條ノ取引」とあるのは「船主相互保險組合法第三十七條第一項の契約」と、同法第二百六十六條第二項中「前項ノ行為」は「前項の行為」と、同法第二百六十七條第一項及び第二項並びに第二百七十二條中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と読み替へるものとする。

株主」とあるのは「組合員」と読み替へるものとする。

第四十四條第一項を次のように改める。

商法第二百八十一條から第二百八十四條まで(計算書類の作成等)、第二百八十五條(財産評価に關する特則)及び第二百九十三條ノ五から第二百九十三條ノ七まで(計算書類附屬明細書の備置、公示等)の規定は、組合の計算に準用する。この場合において、商法第二百八十一條第五号中「準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」とあるのは「剰余金処分案若しくは損失処理案」と、同法第二百九十三條ノ六第一項中「発行済株式ノ總數ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「五分の一以上の組合員」と読み替へるものとする。

第四十四條第二項中「第八十八條及び第九十一條」を「及び第八十八條」に改める。

第四十八條第二項を次のように改める。

2 第三十條及び第三十五條の二から第三十八條第一項まで、商法第三十九條第二項(共同支配人に対する意思表示の効力)、第七十八條(代表社員の特権)、第二百四十四條第二項(議事録署名義務者)、第二百四十七條(決議取消の訴)、第二百五十四條第三項(会社と取締役との委任関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の忠実義務)、第二百六十六條第一項、第二項及び第四項、第二百六十六條ノ二並びに第二百六十六條ノ三(取締役の責任

等)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役の責任を追及する訴)、第二百六十九條(取締役の報酬)、第二百七十四條及び第二百七十五條(監査役の監査権限等)、第二百七十八條(監査役の取締役との連帯責任)、第二百八十二條から第二百八十四條まで(計算書類の作成等)並びに第二百九十三條ノ五から第二百九十三條ノ七まで(計算書類附屬明細書の備置、公示等)の規定は、清算人に準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保險組合法第三十二條第四項」と、同法第二百六十六條第一項第一号中「第二百九十九條第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配当ニ関スル議案」とあるのは「船主相互保險組合法第四十二條の規定に違反する剰余金処分案」と、同法第二百六十六條第一項第四号中「前條ノ取引」とあるのは「船主相互保險組合法第三十七條第一項の契約」と、同法第二百六十六條第二項中「前項ノ行為」は「前項の行為」と、同法第二百六十七條第一項及び第二項並びに第二百七十二條中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と読み替へるものとする。

第六十條第三号中「、第四十四條第二項において準用する保險業法第

九十一條」を削り、同條第十号中

「若しくは」又は「又は」に改め、「第二百八十二條第一項」の下に「若しくは第二百九十三條ノ五第一項」を加え、「又は第四十四條第二項において準用する保險業法第九十一條」を削り、同條第十二号中「第三十八條第三項」の下に「第四十條において準用する商法第二百七十四條第一項」を、「第二百八十二條第二項」の下に「第二百九十三條ノ五第三項若しくは第二百九十三條ノ六第一項」を加え、「書類の閲覧又は」を「帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写又はその」に改め、同條第十三号を同條第十四号とし、同條第十二号の次に次の一号を加える。

十三 第四十四條第一項若しくは第四十八條第二項において準用する商法第二百九十三條ノ五第二項の規定に違反して、附屬明細書に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

#### 附則

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から施行する。

2 この附則（附則第六項を除く。）において「新法」とは、この法律による改正後の船主相互保險組合法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の船主相互保險組合法をいい、附則第六項において「新組合法」とは、この法律による改正後の船主相互保險組合法をいい、「旧組合法」とは、この法律による改正前の船主相互保險組合法

をいう。

3 新法は、特別の定がある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 新法にてい触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失う。

5 この法律施行前に、旧法第三十條第三項の規定による総会招集の請求があつた場合には、その総会招集については、この法律施行後も、なお従前の例による。

6 商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第 号）第四條（訴の提起等についての担保）の規定は、船主相互保險組合（以下「組合」という。）の理事及び清算人に対する訴並びに組合の總會の決議の取消又は変更及び決議の無効確認の訴の提起について供すべき担保に、同法第九條（設立に關する責任の免除及び追及）の規定は、組合の發起人に、同法第十九條（決議取消の訴）及び第二十九條（總會の決議）及び第二十二條（取締役の行為の責任）及び第二十三條（取締役に對する訴及び訴の提起を請求した株主の責任）の規定は、組合の理事、監事及び清算人に、同法第二十七條（会社と取締役との間の訴についての会社代表）及び第三十五條（附屬明細書）の規定は、組合の理事及び清算人に、同法第二十八條（監査役のした訴の提起等）の規定は、組合の監事に準用する。この場合において、商法の一部を改正する

法律施行法の準用規定中「新法」又は「旧法」とあるのは、本項において別に読み替へる場合を除く外、それぞれ「新組合法」又は「旧組合法」と、同法第十九條中「旧法第二百四十八條第一項」とあるのは「旧組合法第三十四條において準用する旧法第二百四十八條第一項」と、同法第二十三條中「旧法第二百六十七條第一項又は第二百六十八條第一項」とあるのは「旧組合法第四十條において準用する旧法第二百六十七條第一項、第二百六十八條第一項若しくは第二百七十九條第一項又は旧組合法第四十八條において準用する旧法第二百六十七條第一項若しくは第二百六十八條第一項」と、同法第二十七條中「旧法第二百七十七條」とあるのは「旧組合法第三十七條（旧組合法第四十八條第二項において準用する場合を含む。）」と、同法第三十五條中「新法第二百九十三條ノ五」とあるのは「新組合法第四十四條第一項又は第四十八條第二項において準用する新法第二百九十三條ノ五」と読み替へるものとする。

7 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

外国保險事業者に關する法律の一部を改正する法律案  
外国保險事業者に關する法律の一部を改正する法律  
外国保險事業者に關する法律（昭和二十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一條中「保險事業」の下に「売買、雇用、請負その他の契約に基く債務の履行に關し生ずることあるべき債權者の損害をでん補することを債務者に對し約し、債務者よりその報酬を收受する事業を含む。以下同じ。」を加える。

第十條第二項中「第四百七十九條第二項」を「第四百七十九條第三項」に改める。

第二十九條中「（支店閉鎖命令）」を「（營業所閉鎖命令）」に改める。

第三十三條中「第三百三十五條ノ九第三項」を「第三百三十五條ノ九第二項」に、「及び第二百四條及び第二百五條」を「（商事非訟事件の登記關係）」を「（商事非訟事件及び登記關係）」に改める。

第三十四條中「五千円以下の罰金に処する。」を「三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」に改める。

第三十五條第一項に次の但書を加える。

但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するためその業務につき相當の注意及び監督が盡されたこととの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

第三十六條中「五千円」を「三十万円」に改める。

附則  
1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、

公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

保險業法の一部を改正する法律案  
保險業法（昭和十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「保險事業」の下に「（売買、雇用、請負其ノ他ノ契約ニ基ク債務ノ履行ニ關シ生ズルコトアルベキ債權者ノ損害ヲ填補スルコトヲ債務者ニ對シ約シ債務者ヨリ其ノ報酬ヲ收受スル事業ヲ含ム以下同じ）」を加える。

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 保險事業ヲ営ム株式会社ハ無額面株式ヲ發行スルコトヲ得ズ

第三十一條中「第二百八條第一項」を「第二百八條」に改める。

第三十六條第二項中「第七十一條第二項」を削る。

第三十九條第一項中「第一回ノ」を削り、同條第三項中「第二百三十九條第三項第四項、第二百四十條」を「第二百三十九條第三項第五項、第二百四十條第二項」に、「及第二百四十七條乃至第二百五十三條」を、「第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條」に改める。

第四十條第二項中第四号及び第五号を次のように改める。

四 代表取締役ノ氏名  
五 数人ノ代表取締役ガ共同シテ



ニ関シ第三百三十八條又ハ第四百四十  
四條ノ二ノ違反行為ヲ為シタルト  
キハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人  
又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科  
ス但シ法人又ハ人ノ代理人、使用  
人其ノ他ノ従業者ノ當該違反行為  
ヲ防止スル為其ノ業務ニ付相當ノ  
注意及監督が盡サレタルコトヲ証  
明アリタルトキハ其ノ法人又ハ人  
ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

#### 第五百十條 削除

第五百十二條中「第二百七十條  
第一項若ハ第二百七十二條第一項」  
を「若ハ第二百七十條第一項」に、  
「五千円」を「三十万円」に改め、同  
條第九号中「閲覧」を「閲覧若ハ謄  
写」に改め、同條第十三号中「監査  
書、」を削り、「商法第三十二條第  
一項ノ帳簿、」の下に「第六十七條  
若ハ第七十七條ニ於テ準用スル商法  
第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明  
細書、」を加え、同條第十四号中  
「第九十一條」を削り、「商法第二  
百八十二條第一項」の下に「若ハ第  
二百九十三條ノ五第一項」を加え  
る。

第五百五十二條ノ二中「千円」を「五  
万円」に改める。

第五百五十三條中「五千円」を「三  
十万円」に改める。

第五百五十四條及第五百五十五條中  
「千円」を「五万円」に改める。

#### 附則

1 この法律は、商法の一部を改正  
する法律（昭和二十五年法律第百  
六十七号）施行の日から施行す  
る。但し、第一條の改正規定は、  
公布の日から施行する。

2 この附則（附則第五項を除く。）

において「新法」とは、この法律  
による改正後の保険業法をいい、  
「旧法」とは、この法律による改正  
前の保険業法をいい、附則第五項  
において「新保険業法」とは、こ  
の法律による改正後の保険業法を  
いい、「旧保険業法」とは、この法  
律による改正前の保険業法をい  
う。

3 新法は、特別の定がある場合を  
除いては、この法律施行前に生じ  
た事項にも適用する。但し、旧法  
によつて生じた効力を妨げない。

4 新法に於いて、触する定款の定及び  
契約の條項は、この法律施行の日  
から、その効力を失う。

5 商法の一部を改正する法律施行  
法（昭和二十六年法律第 号）

第三條（解散命令）の規定は、相  
互会社に対する解散命令に、同法  
第四條（訴の提起等）についての担  
保）の規定は、相互会社に対する  
解散命令の請求並びに相互会社の  
発起人、取締役、監査役及び清算  
人に対する訴並びに相互会社の社  
員總會の決議の取消又は変更及び  
決議の無効確認の訴の提起につ  
いて供すべき担保に、同法第五條  
（株式会社設立及び第九條（設  
立に關する責任の免除及び追及）  
の規定は、相互会社の設立に、同  
法第七條（株式会社の登記）の規  
定は、相互会社の登記に、同法第  
十六條（少数株主の總會招集の請  
求）の規定は、相互会社の社員總  
会及び清算人に、同法第十五條  
（監査役による臨時總會の招集）、  
第十七條第二項（總會の決議）及  
び第十九條（決議取消の訴）の規

定は、相互会社の社員總會に、同  
法第二十二條（取締役の行為の責  
任）及び第二十四條（旧法第二百  
七十二條の請求等）の規定は、相  
互会社の取締役、監査役及び清算  
人に、同法第二十三條（取締役  
に対する訴及び訴の提起を請求した  
株主の責任）の規定は、相互会社  
の取締役及び監査役に、同法第二  
十一條第一項及び第二項（代表取  
締役）並びに第三十五條（附屬明  
細書）の規定は、相互会社の取締役  
及び清算人に、同法第二十條（取  
締役の任期）及び第二十一條第三  
項（代表取締役）の規定は、相互会社  
の取締役は、同法第二十六條（一  
時取締役の職務を行うべき監査  
役）及び第二十七條（会社と取締  
役との間の訴についての会社代  
表）の規定は、相互会社の監査役  
及び清算人に、同法第二十五條  
（監査役の任期）及び第二十八條  
（監査役のした訴の提起等）の規  
定は、相互会社の監査役に準用す  
る。この場合において、商法の一  
部を改正する法律施行法の準用規  
定中「新法」又は「旧法」とある  
のは、本項において読み替へる場  
合を除く外、それぞれ「新保険業  
法」又は「旧保険業法」と、同法  
第三條中「旧法第五十八條」とあ  
るのは「旧保険業法第四十二條」  
において準用する旧法第五十八條  
と、同法第五條中「発起人が株式  
の總数を引き受け、又は株主の募  
集に着手した場合」とあるのは「基  
金の總額の引受があつた場合」と、  
同法第十五條中「旧法第二百三十  
五條第二項」とあるのは「旧保險

業法第五十四條において準用する  
旧法第二百三十五條第二項」と、  
同法第十六條中「旧法第二百三十  
七條第一項」とあるのは「旧保險  
業法第五十三條第一項（旧保險業  
法第七十七條において準用する場  
合を含む。）」と、「新法第二百三  
十七條第一項」とあるのは「新保險  
業法第五十三條第一項（新保險業  
法第七十七條において準用する場  
合を含む。）」と、同法第十九條中  
「旧法第二百四十八條第一項」とあ  
るのは「旧保險業法第五十四條に  
おいて準用する旧保險業法第二百  
四十八條第一項」と、同法第二十  
一條第二項中「新法第二百六十一  
條第二項」とあるのは、「新保險  
業法第六十條又は第七十七條にお  
いて準用する新法第二百六十一條  
第二項」と、同法第二十一條第三  
項中「旧法第八十八條第二項第三  
号」とあるのは「旧保險業法第  
四十條第二項第三号」と、「新法第  
百八十八條第二項第八号」とある  
のは「新保險業法第四十條第二項  
第四号」と、同法第二十三條中  
「旧法第二百六十七條第一項又は  
第二百六十八條第一項」とあるの  
は「旧保險業法第五十七條第一項  
若しくは第五十八條第一項又は第  
六十一條第一項前段」と、同法第  
二十四條中「旧法第二百七十二  
條」とあるのは「旧保險業法第六  
十條、第六十二條又は第七十七條  
において準用する旧法第二百七十  
二條」と、同法第二十六條中「旧  
法第二百七十六條第一項但書、第  
二項及び第三項」とあるのは「旧  
保險業法第六十二條又は第七十七

條において準用する旧法第二百七  
十六條第一項但書、第二項及び第  
三項」と、同法第二十七條中「旧  
法第二百七十七條」とあるのは  
「旧保險業法第六十二條又は第七  
十七條において準用する旧法第二  
百七十七條第一項及び旧保險業法  
第五十九條（旧保險業法第七十七  
條において準用する場合を含む。）」  
と、同法第三十五條中「新  
法第二百九十三條ノ五」とあるの  
は「新保險業法第六十七條又は第  
七十七條において準用する新商法  
第二百九十三條ノ五第一項及び第  
三項」と読み替へるものとする。

6 この法律施行前にした行為に對  
する罰則の適用については、なお  
従前の例による。

7 この法律施行後の行為について  
旧法第八章の規定を適用する場合  
には、その規定中、「一万円」とあ  
るのは「五十万円」とし、「五千  
円」とあるのは「三十万円」と  
し、「三千円」とあるのは「二十  
万円」とし、「千円」とあるのは  
「五万円」とする。

昭和二十六年五月二十八日印刷

昭和二十六年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所